
平成28年 第1回(定例) 日出町議会 会議録(第2日)

平成28年3月2日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成28年3月2日 午前10時00分開議

開議の宣告

請願の上程

議案質疑

- 日程第1 承認第1号 日出町税条例の一部を改正する条例の一部改正について(専決処分)
- 日程第2 承認第2号 災害被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について(専決処分)
- 日程第3 議案第1号 平成27年度日出町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第4 議案第2号 平成27年度日出町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第3号 平成27年度日出町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第4号 平成27年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第5号 平成27年度日出町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第6号 平成27年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第7号 平成27年度日出町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第8号 平成28年度日出町一般会計予算について
- 日程第11 議案第9号 平成28年度日出町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第10号 平成28年度日出町簡易水道特別会計予算について
- 日程第13 議案第11号 平成28年度日出町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第12号 平成28年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第13号 平成28年度日出町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第14号 平成28年度日出町介護保険特別会計予算について

- 日程第17 議案第15号 平成28年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第16号 平成28年度日出町水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第17号 日出町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 暘谷駅コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 暘谷駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第23 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第24 議案第22号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第25 議案第23号 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第25号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第26号 日出町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第29 議案第27号 日出町指定地域密着型サービスの事業者、人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第28号 日出町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第29号 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第30号 日出町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第32号 連携協約の協議について
- 日程第35 議案第33号 事務の委託に関する協議について
- 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案及び請願の委員会付託

日程第37 一般質問
散会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

請願の上程

議案質疑

- 日程第1 承認第1号 日出町税条例の一部を改正する条例の一部改正について（専決処分）
- 日程第2 承認第2号 災害被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について（専決処分）
- 日程第3 議案第1号 平成27年度日出町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第4 議案第2号 平成27年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第3号 平成27年度日出町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第4号 平成27年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第5号 平成27年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第6号 平成27年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第7号 平成27年度日出町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第8号 平成28年度日出町一般会計予算について
- 日程第11 議案第9号 平成28年度日出町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第10号 平成28年度日出町簡易水道特別会計予算について
- 日程第13 議案第11号 平成28年度日出町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第12号 平成28年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第13号 平成28年度日出町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第14号 平成28年度日出町介護保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第15号 平成28年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第16号 平成28年度日出町水道事業会計予算について

- 日程第19 議案第17号 日出町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 暘谷駅コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 暘谷駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第23 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第24 議案第22号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第25 議案第23号 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第25号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第26号 日出町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第29 議案第27号 日出町指定地域密着型サービスの事業の事業者、人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第28号 日出町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第29号 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第30号 日出町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第32号 連携協約の協議について
- 日程第35 議案第33号 事務の委託に関する協議について
- 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案及び請願の委員会付託
- 日程第37 一般質問
散会の宣告

出席議員（14名）

1番	岡山 栄蔵君	2番	阿部 真二君
3番	上野 満君	4番	金元 正生君
5番	川西 求一君	6番	岩尾 幸六君
7番	土田 亮治君	8番	池田 淳子君
9番	工藤 健次君	10番	安部 三郎君
12番	白水 昭義君	13番	佐藤 隆信君
14番	佐藤 二郎君	16番	熊谷 健作君

欠席議員（1名）

11番 森 昭人君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 小野裕一郎君 次長 安田加津浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 義見君	副町長	今宮 禮二君
教育長	西野 智行君	会計管理者兼会計課長	阿部 孝君
総務課長	村井 栄一君	財政課長	川野 敏治君
政策推進課長	井川 功一君	契約検査室長	佐藤 義人君
税務課長	脇 英訓君	住民課長	佐藤久美子君
福祉対策課長	原田 秀正君	健康増進課長	高倉 伸介君
生活環境課長	佐藤 寛爾君	商工観光課長	河野 晋一君
農林水産課長	岡野 修二君	都市建設課長	村岡 政廣君
上下水道課長	大塚 一路君	農業委員会事務局長	宮本 洋二君
教育委員会教育総務課長	宇都宮敏樹君	教育委員会学校教育課長	恒川 英志君
生涯学習課長兼図書館長	野上 悟君	監査事務局長	岩尾 修一君
総務課参事	藤本 英示君	財政課長補佐	帯刀 志朗君

午前10時00分開議

○議長（熊谷 健作君） 皆さん、おはようございます。

開議の宣告

○議長（熊谷 健作君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

請願の上程

○議長（熊谷 健作君） 本日まで受理した請願1件につきましては、お手元に配付いたしましたとおりであります。

なお、請願につきましては、写しにより説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、請願については、説明を省略することに決定しました。

議案質疑

日程第1. 承認第1号

日程第2. 承認第2号

日程第3. 議案第1号

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

日程第26. 議案第24号

日程第27. 議案第25号

日程第28. 議案第26号

日程第29. 議案第27号

日程第30. 議案第28号

日程第31. 議案第29号

日程第32. 議案第30号

日程第33. 議案第31号

日程第34. 議案第32号

日程第35. 議案第33号

日程第36. 諮問第1号

○議長（熊谷 健作君） 日程第1、承認第1号日出町税条例の一部を改正する条例の一部改正について（専決処分）から、日程第36、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの承認2件、議案33件、諮問1件を一括上程し議題とします。

これより議案質疑を行います。質疑はありますか。13番、佐藤隆信君。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 日本共産党、佐藤隆信です。議案質疑を行います。

はじめに、議案第24号職員給与に関する条例の一部改正について行います。

現在の日本は、労働者の実質賃金がマイナス4%も下がり、消費が進まないで経済はよくなる。そこで、政府は各企業に対して賃金引き上げを要求しています。ところが、公務員はこれまで下げるばかりでした。特に、日出町は合併以後、長く給与を下げてきました。私は、これまでも財政が合併当時は大変だった、だから私たちみずからが職員給与、町長の給与、議員の給

与の引き下げを提案してまいりました。でも、その後、10年間を経て、財政的にもそれなりに立て直しができたように、私は思います。それなのに、長い間、職員給与を5%もカットしてまいりました。そのことは、今の経済状況からいっても、私は、この賃金引き下げは今の経済状況に反しているというふうに思います。

そこでお聞きします。今回の改正で1人当たりの給与は幾ら下がるか。また、全体で給与削減は幾らになりますか。そしてまた、合併以後、これまで削減した給与全体で幾らになるのでしょうか。次に、給与削減で職員の消費は幾ら下がるのでしょうか。そしてまた、給与を削減しなければならない理由は何か、以上の答弁をお願いいたします。

次に、議案第31号公の施設の指定管理者の指定についての質問を行います。

指定管理者を指定するのに、公募または入札はしなかったのか。現在している管理者に、どういう理由でまた今度指定しようとしているのか。指定管理者に対しての条件はこれまでどおりなのか。指定管理者的の山荘運営費は幾ら日出町が出すのか、以上、答弁をお願いします。

次に、議案第32号連携協約の協議について行います。

連携協約になって大きなメリットは、日出町として何なのか。この役割分担からある、その中で職員の派遣及び交流強化とあるが、現在の広域議会のように職員派遣が行われるのかどうか。そしてまた、これに対する町の費用分担はどれぐらい必要となるのか。連携委託で進めば、新たな市町村再編と道州制への道しるを開く危険性があるのではないかと私は思いますが、町村議会は道州制反対を決議しています。これとの関係はどうなのか、以上についての答弁をお願いいたします。

○議長（熊谷 健作君） 総務課長、村井栄一君。

○総務課長（村井 栄一君） 議案第24号職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

今、佐藤議員から御質問がありました職員1人当たりの額、平均ですけど、大体1万5千円ぐらいになろうかと思っております。全体としまして、27年度の削減額は3千万円です。これまでの額といたしまして、平成17年から削減が、5%カットしてきておりますが、27年度まで、25年から若干若い方につきましては削減率を下げたりしてきておりますが、27年度まで合計4億7千万の削減になっております。28年度、今回の議案が上がれば、一応トータル5億の削減額になろうかと思っております。

職員のこれに伴います消費であります。貯金等を計算して、それを2割ぐらい見たときに、一応8割が消費に回るといたしまして、3千万円の削減でありますので、2,400万ぐらいの消費が落ちているのではなかろうかと思っております。

削減の理由につきましては、全国的に市町村の職員と国家公務員の給与の比較があるんですが、

ラスパイレス指数という比較があるんですが、その中で大分県、日出町も含めてであります、大分県は若干高い位置にあるようになっております。この分の今は是正をしているところであります。その分で職員に、大変申しわけないんですが、削減をお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 商工観光課長、河野晋一君。

○商工観光課長（河野 晋一君） 的山荘の指定管理についてお答えいたします。

公募をしなかったかどうかということについては、今回については公募しなくて、非公募という形で行っております。

指定管理者の指定につきましては、候補者の選定をする場合に、選定委員会を開催して意見を聞くようになっておりますので、今回につきましても選定委員会を開催いたしました。メンバーとしましては、外部の委員が4名、それから内部の委員4名の8名で構成をされております。その中で審議をしていただきまして、そこで非公募という方向をいただいております。そして、最終的に町として非公募で現在の株式会社まるひでに引き続き管理をお願いしたいということで、候補者として選定しまして、今回の議会に上げさせていただいております。

その中で、条件の変更はなかったかということではありますが、過去5年に比べて今後5年について、大きな変更等は予定をいたしておりません。その中で、選定する中で、まるひでのほうから事業計画書等を提出していただいておりますが、その事業計画書の中で、今まで以上に町民に親しまれ、利用されるような施設となるような提案等もいただいておりますので、その辺は期待をしているところであります。

それから、運営費等についてであります、基本的に指定管理料ということで今までも280万、90万程度計上させていただいておりますが、指定管理料については、庭園の維持管理費、それから夜間警備費がその内容となっております、この28年度予算についても289万7千円の予算を計上させていただいております。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長、井川功一君。

○政策推進課長（井川 功一君） 議案第32号の連携協約の協議についての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

今回、大分市と日出町との連携協約をするわけでございますが、連携締結後、お互いがメリットと思える業務について協議を始めていくこととなります。そのため、共同で行う事務事業については、応じた費用が、費用負担が生じる場合があるとは思いますが、そのことについては、連携協定の第4条、費用負担で明記しておりますので、そちらで協議をさせていただきたいというふうに思っております。また、その取り組み内容につきましては、総務省による財源措置等もござ

います。

議員御質問の広域圏のような団体運営に固定する人件費、経費については、今のところ想定されてないということになっております。

それから、職員の派遣についてでございますが、今後連携する業務につきまして派遣をする場合が考えられるということで、協定の中には明記されております。その業務の内容について、今後協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 1人当たり1万5千円と、全体で3千万円と、毎年毎年これぐらいの人件費削減はやられています。昨年の人件費の削減も3,100万というふうになっています。つまり毎年毎年これぐらいの削減をやり、全体で、もう5億、この10年間で人件費の削減を日出町はやりました。そして、購買力が2,400万、今度だけでも落ちることです。

じゃあ、その理由はなぜしたのかと。日出町が財政的に苦しくて人件費を削減しなければならぬ状態だというんだったら、私も理解できます。でも、言うのは、全国的に大分県の人件費は高過ぎる。だから、それをそろえるために引き下げをしているんだと。本当にこれで私はいいんだろうかと思うんですよ。

もともと人件費というのは、その市町村が財政的に市町村の職員に対して払える能力があるときには、自治体は当然払うべきであって、ところが財政が厳しくなったときには、全国がどうあろうと、こうあろうと、その市町村で財政を立て直すためには、賃金の減額、削減は職員にしてもらおうと、これは当然だと私は思うんですよ。だからこそ市町村合併のときに、あれだけの、よそはしないのに、日出町は町の給与削減と、町長も含めて、議員も含めて、人員も削減したし、給与も大幅に削減しました。それは私は当時、当然だと思うから、そういう提案をいたしました。

今、財政的にそういう状況じゃない。今の答弁を聞きましても、そういう状況じゃないのに、全国的に高いから下げると。ところが、今、国では、賃金を上げなければならないんだと、上げないと、この経済は立て直すことができないんだというふうになっているではありませんか。それなのに、逆に全国的に合わせるなどと言って賃金を引き下げると。そして、購買力が落ちれば、結果的には町で職員が支出する、物を買う力が落ちるわけですよ。そうなれば、日出町の経済は悪くなるわけですよ。

要するに、働く人の賃金が一定の水準になり、購買力がついてこそ、初めて社会は循環型の社会になるのに、何で毎年毎年、何も理由もない、全国的に高いからといって賃金を下げなければならないのか、そういうことが今のこの世代で通用するのかと私は思うんですよ。町長もいつもそう言う。

そして、町長が昨年言ったのは、賃金を下げないと、国からの地方交付税があたかも下げられるように言いました。でも、地方交付税の算定は、基準財政収入額と基準財政需要額によって決まるんであって、賃金を下げないと国からの交付税が減るなど、そんな理由は全くないわけですよ。逆に減るぐらいなんですよ。要するに支出と収入の問題だから、税収が入って、それを使うものが少なれば税収は残るので、国から来る地方交付税は削減されます。だから、逆に算定基準からいくなれば、給料を減らせば地方交付税は低くなる勘定になるわけです。

でも、本来は給料を下げたからといって、国からの地方交付税は下がるというものじゃないというふうに私は思うので、今の現状の中で、日出町の財政の中でそれを払えないという財政じゃないなら、当然この給料引き下げには納得できないし、私は反対をいたします。町長のお考えをお願いいたします。

続きまして、指定管理者の問題であります。私は、この問題を何回も取り上げました。それはなぜなのか。指定管理者に対する、町の今の業者に対する問題です。現在どういうことに条件になっているかという、本当はこの答弁もしてもらいたいわけですが、指定管理者には日出町は、今度の予算案で、これはいろいろ入れてでしょうが、管理者の運営費に521万1千円というふうに出ています。指定管理者に維持管理費を日出町があげて、日出町の的山荘を貸して、家賃は1円も入りません。そして、指定管理者の経常利益の10%が日出町に入るとというのがこれまでの条件でした。そして、あの家の修理に50万以上かかれば、日出町が全部をするというのが指定管理者に対する日出町の条件でした。

つまり、町の持ちものの財産を営業する業者に貸し付けて、そして、おまけに維持管理費を日出町が出して、そこで利益を上げたものについて経常利益の10%、これまでどれだけ入ったんですか。5年間で数十万円しか入ってないんですよ。ところが、出し分は、家の修理代その他を入れて、もう何千万というお金を出しています。だから、私は、今度の指定管理者をするとき、条件を変えるんだと思っていました。ところが、今の答弁では、条件も変えてない、公募もしない、公募もしないと言いました。だから、入札ももちろんありません。選定協議会で決めたのに、そうしましたということなんです。

こういう条件で貸していると、日出町のかっぱうなどをしている人たちが今何と言ってるかと。日出町の持ちものに税金をかけて、そこに入った人たちは、日出町が利益の中から取るのは経常利益の10%、それもこちらが会計を握っているわけではないので、相手がこれだけ利益があったと言えば、利益があっただけのことであって、何らこちらの権限もないというのが現状ではありませんか。少なくとも家賃ぐらいは取ることをしたらどうでしょうか。

次に、連携協定のことについて再質問いたします。

政府は、2月29日の人口減少社会に対応した地方自治体のあり方に関する答申で、行政サー

ビスを市町村だけで提供する発想は現実的ではないとして、市町村の広域連携や、窓口業務も含めた外部委託をする、打ち出す、人口20万以上の中核連携協定をつくり、公共施設やサービスを集約し、国は地域を切り捨てる方向にあるのではないかというふうに思われます。つまり、町村議会が反対決議をしています道州制への道を切り開くのではないかというふうに言われています。

日出町は、合併しない市町村で、強く合併に反対し、単独自立の町を目指してまいりました。大分県の自治体は、わずか残った町村は4つです。でも、今、大分県の実態を見ますと、あの平成の大合併でよくなったという自治体がどれぐらいあるのでしょうか。だから、県も総括はなかなかしない。なぜしないか。市町村合併をして、よくならなかったから、私はしなかったと。近隣の市町村を見ても、市町村合併をして悪くなったという声のほうが、私はたくさん聞きます。だからこそ日出町は、私は合併しなくてよかったというふうに今思っています。自負をしています。

それがなぜ、これから先、あの大分市、杵築や別府とではないんですよ。確かに別府ともありますが、実際は大分市を中心とした今度の連携協定です。例えば日出町は、広域議会というのがあります、杵築、別府、日出で。消防やごみ焼却場、もうできています。できていない市町村は別として、日出町はこういうものはほとんど完成をしているんです。だから、メリットというメリットはどこにあるのかというと、先ほど答弁もありましたが、じゃあこれだというメリットはなかなかないわけです。だったら、先に見える大型合併ないし道州制に向かうような、この連携協定を私はしないほうがいいと。そして、日出町は、単独自立の町をこれまでも目指したんだから、その方向で執行部も議会も町民も努力をするほうが。連携中核都市を目指せば、都市中心になるでしょう。そして、周囲は、また今合併したように切り捨てられるのが落ちではありませんか。

だから、私は、この協定はしないほうがいいというふうに思いますが、どうでしょうか。町長の答弁をお願いします。

○議長（熊谷 健作君） 総務課長。

○総務課長（村井 栄一君） 済みません、先ほど佐藤議員の質問の中で、職員の1人当たりの減額ですが、私はちょっと月額と勘違いしまして、1万5千円程度と言いましたが、月額大体、1万5千円弱でありましたので、年間大体14万ぐらいになろうかと思っております。今、新たに計算し直した結果ですね、大体年間、職員1人当たり14万程度になろうかと思っております。訂正方をお願いします。

○議長（熊谷 健作君） 町長、工藤義見君。

○町長（工藤 義見君） 佐藤議員の質疑にお答えを申し上げたいと、一部についてであります。

まず、給与についてであります。私は、大分県の中で、そしてまた全国的に見て、また日出

町を見たときに、給与は決して県内でも下位にはない、中位じゃない、上位にあるわけでありま
す。確かに平成17年の4月から5%カットを行いました。多くの皆さん、職員の皆さん方の御
協力をいただいて今日に至っております。

確かに議員が先ほど言われたように、一時期については、カットすることによって町政の運営
に多大の貢献をしたという時期もございます。しかし、私はその後、この給与カットはやめたい
と再三再四にわたって考えるわけではありますが、そうしますと、先ほどから出ておりますラスパ
イレス指数が全国の上位に入ってくると、大変、何番目ぐらいに入るといふ数字になるわけであ
ります。余りにも目について顕著な給与水準にあるということは、大変、私は課題を残すと、こ
ういうことでありますから、引き続きお願いしてまいりました。

これは大分県全体も、全国的に見て、そういう水準にあります。大分県の中においても決し
て下位にはないと、こういう状況を考えると、ある意味では、給与全体の対策を考えたときに、
職員の皆さん方にも理解をいただく中で協議をし、また、ある程度、御理解いただく中で給与カ
ットを進めてまいっております。今回もまたそういう意味で提案させていただいておるわけであ
ります。

途中の中で、一部、交付税との関係がありますが、交付税も基準財政需要額そのほかを勘案す
る中で、給与水準を一定考えて、それ以上にあるところ、あるいはまた考えられるところにつ
いては、やっぱり確かに交付税の減額というのは行われるわけでありま。多少の、私は金額をこ
こは把握しておりませんが、今後ともこの実態については間違いない方向だと、そういうふう
に思っています。

したがって、給与のこの職階性の問題、わたりの問題であるとか、特別顕著な給与水準の変則
的な運用というのは避けたいというのが現状であります。いろいろ課題がありますが、十分、組
合員と申しますか、職員の皆さん方と協議しながら、今後とも給与水準の方向づけはしてい
きたいと、そういうふうには思っております。

いま一つ、的山荘の問題がございました。これについては、的山荘も大変国の重要文化財の指
定をいただいた100年を過ぎたわけでありま。多くの皆さん方が的山荘を利用していただ
いておまして、日出町の中で観光的な、あるいはまた集客を非常にたくさんできているとい
うところは、やっぱり的山荘が非常に大きく貢献しているわけでありま。

500万円程度の予算を生じているというふうには言いますが、これを職員を配置し、支配人を
置き、調理人を置き、女性の応対等をやっていけば、恐らく半年、1年もたないと、という
ふうには思います。そういう中で、最もいい方法として管理者制度を導入したわけでありま。今
あいうサービス業を行う中において、大きい利益を上げて、あれだけのすばらしい1万平米を
超えるような面積を抱え、大きい建物を維持してやっていくということは、なかなか一般的には無

理であります。

したがって、周辺の景観保全だとか、植生のいろんな大変貴重な皆様方の記念樹もあるわけがありますから、そういうものをしっかり維持管理しながらしていくというのは、私は所有者として一定の責任を持っておると、そういうふうにしております。そういう意味から、多いか、少ないかというのは論議がありますが、私は最小限の経費で済んでいるというふうに思います。

ただし、この経営については、全て指定管理者の責任においてやるということになっております。多くの、多少のいろんな経費の支援というのは、先ほど指定がありました、何万円以下と、50万円以下とか、上とかいう、いろんな話がありましたが、一定の基準を設けて自分でやっていただくものと、やっぱり町の所有者として管理すべき事項というのを明確に分けながらやっていくというのは、今後ともそういう方向にはさせていただきたいと思っております。

私のほうが、誰がいい、あるいはまた公募するというのは、ここの検討委員会の皆さん方にお任せして判断いただいたわけでありますので、その是非については特段、私は申し上げませんが、皆さんが、8名の委員の皆さん方が、こういう方向でいいのではないかと方向づけをいただいて、その結果として順次手続を済ませておりますので、提案しておる指定管理者の指名については、ぜひ御協力をお願い申し上げたいと、そういうふうに思います。

いま一つ、今度、連携中枢協定、都市協定の話であります、これも8市町で協定いたしますが、従属するわけではありませんが、大分市を中心にして、日出町と大分市、大分市と別府市、大分市と豊後大野市とか、それぞれの2者協定でありますので、それぞれ2者のやはり利益を損なうことではなくて、むしろ利益が増進されるということについて協定すると、こういう意味でありますので、これもどういう利益あるいはメリットがあるかということは、なかなか明確にはここで申し上げられませんが、その都度、十分協議する中で、連携協定は締結させていただきたいと。

あえて脱退するということにもならないと思っておりますし、大分市と別府の利益のために、私はこれを選択しておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 13番。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 町長は、給料のときはいつもそう言うんですが、わたりやなんだったと。当然、私もわたりは反対しました。あんなわたりなんかいうのはおかしいと思いましたが。でも、わたりがあるちゅうことと——わたりはなくなりました、それと給料の引き下げは違うと思うんです。現にこの給料、多分安いから来なかったんじゃないかと、今度の職員採用で、試験は通ったんですが、3名ほど日出町に採用はならなかったと。私は、当然県も受けたり、よそも受けてるんで、結局は給料の高いところに行ったんじゃないかというふうに思います。いい

人材を集めるには一定の給料水準も持たないと、いい職員は集まらないというふうに私は思います。せっかく試験は通ったけど、ここに来てくれなかったと、こういう結果も出るおそれがあるんじゃないかというふうに思います。

だから、その点も含めて、経済的な問題も含めて、今の日出町の購買力、多分税収も二、三百万減るんじゃないかと思えます、住民税、所得税含めたら。それも含めてするならば、職員給与をこんなに長い間引き下げをすることは、町にとっても、町民にとっても、私は利益にならないというんで、やめるべきだというふうに思います。

的山荘の問題です。町長はいつも言うんです。的山荘は、もし日出町が経営すれば、人員も配置をしなけりゃならないし、莫大な金がかかるので、委託のほうが安くつくので、いいと。じゃあ、あの的山荘を1億2千万で買ったときの論争を、町長は覚えてますか。あなたたちは文書も出しました。私たちは、これを買えば莫大な維持管理が要ると、少なくとも職員を1人、2人は配置しないと、維持管理はできないと。だから、このような状況の中でなぜ的山荘を1億2千万も出して買うのかということをして、委員会はあの議案を通しませんでした。本会議で変わりましたが。そのときに問題になったのは人件費の問題ですよ。

ところが、執行部はあのとき何と言ったか。いや、人件費はボランティアで60万ぐらいでできますよと、そして、ここで20回のいろいろなイベントをして、1人当たり入場者は500円取れば、やっていけますよと、維持管理もボランティアの人がしてくれますよと、だから、そんなに的山荘を購入してもお金はかからないと言ったのは、あなたたちではありませんか。ところが、買った途端、的山荘にはこうこうした人件費も職員を配置したら大変にかかると、維持管理が大変かかるというんで、委託業者に渡しました。

だから、当時買うときにあなたたちが出したあの文書を、おたくが出してみれば、私も持ってますから、見せろと言うなら見せますよ。全く違う方向に、買った途端なったんですよ。でも、仮に、もうなった以上しようがありません。委託管理をしました。だったら、少なくとも、あれだけのお金をかけて買ったあの施設を、委託業者にほぼ無償ですよ、これは。無償どころか、日出町が逆に委託管理料から修理代を出してるんですよ。それだったら、少なくとも一定の年間家賃ぐらいは日出町が私はもらうべきではないかと。

そうしないと、事実を知ったら、町民が、また周辺の料理屋さんなんかは何と言うですか。いなと、町の税金を使っていろいろしてくれて、そしてお客を呼んで、私たちと同じような料理を出してする業者に、それもよその業者だと、何で日出町はそこまでしなければならぬのかという声が出ているのを聞いたことがありますか。

だから、私は、この問題を提起して、少なくとも家賃ぐらいは今度の改定で取ったらどうかというふうに提案をいたします。

次に、連携協定です。

町長は、大分と日出町、要するに大分を中心とした連携協定なので、大分市を中心としているのでと言っていますが、メリットについては、どれがメリットだということもなかなか今は言えないと言っています。でも、メリットがどういうことがあるというように具体的にないのに、なぜ連携協定を結ぶんでしょうか。こういうのをするときには、当然、こうこうこうで、こういうメリットがあります、こういうデメリットもありますということがはっきりして、私はすべきだと思います。

ところが、それがはっきりしないのに、何か今後なるんではないかというようなことで、なぜそういうことを結ばなければ日出町が今後やっていけないのか。そして、いみじくも町長が言うたように、大分市が中心ですよ。結果的には、これから先、大分市が中心になって、周辺自治体がそれに従っていくような状況になるのが、市町村合併でも明らかではありませんか。結果的にはそうなるんではないかと。国の方針はそうですよ。20万から70万都市をつかって、最終的には道州制ですよ。それが先に私は見えていると思います。

それなのに、今あえて日出町が大分市となぜこれだけの連携協定を結ばなきゃ、メリットは何があるのかというふう考えたときに、私は今そんなにはない、だから今は結ばないほうが良いというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） 価値観の問題だと思いますが、今、8市町でいろいろな協議をして、全部主催は、あるいは資料の作成は全部大分市が行っている。なぜかといいますと、大分市が中心になって行う中に、それぞれの交通事業であるとか、あるいは大分市と日出町の就職、進学、あるいはまた通信等の連携、あるいは産業の構造、いろんな連携を全部分析、検討した結果、大分市と日出町の間には相当ないろんな関係があるという、もう既にはっきりこれは数字上出ているわけでありまして。

そういう中で、どのくらいの範囲内の中で非常に連携が今後とも行われたほうが好ましいというようにして、むしろ私どもは選定されたというか、私のほうからぜひ入れてくださいというふうに、この8市町の中には「ぜひ私のほうを入れてください」と言った自治体もあるのであります。私どもは、ぜひいかがですかと、こういうふうなお話の中で、そういう関係を十分考える中で、あえて反対する理由もない。なぜかという、非常に関係があるんです。医療であるとか、あるいは就職であるとか、いろいろな関係においてですね、産業的にもいろんな関係があります。それぞれの今度は市町ごとの連携の中身を、今度、大分市と別府市の関係はまた全く違った関係があるわけでありまして。

そういうことですから、どういう関係を築いていくかというのは今後のことだと、そういうふ

うにと思いますが、国の制度の中にあると。今言いましたが、道州制とは私は違っているのではないかなと思います。まず、2者連携であります。ノーと言えばノーで、イエスと言えばイエスなのでありますから。

だから、そういう中で、31項目の事業内容の中で今後とも考えていこうと、こういうことでありますから、双方の意思がやっぱり、この議会のほうに提案しているのも、日出町が議員の皆さん方を含めて御同意をいただくなればできるんですが、否決されればできないわけであります。

そういうことも含めて、やはり一つはこれは相互協定であるということを考えると、国の制度があり、全国でかなり多くの中核連携の都市がしております。大分市が名乗り出たという中で指定されて、その指定された関係、周辺の自治体との関係をしたときに、日出町も非常に関係があるという認定をされたわけでありますので、私はそれに従って、今、協定の中身を皆さん方にお諮りしているわけでありますので、ぜひ御協力といいますか、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） ほかの答弁はいいんですか。

○議員（13番 佐藤 隆信君） 質問を終わります。

○議長（熊谷 健作君） 佐藤隆信議員、いいですか、もう。（発言する者あり）町長。

○町長（工藤 義見君） 的山荘の問題がありました。

私は、これは確かに当時は担当委員会は否決をいただいたんでありますが、全員の議会の中では賛同いただいて、町の所有ということに承諾いただきました。いろんなかなり課題があるということから、検証委員会をつくって、寄附等もいただいて、税金だけを使うということについても課題があるということで、寄附をいただく中で、総予算が1億2,500万円だったと思いますが、させていただいた。

これは私のほうも、歴史的な、あるいは文化財を持つことが日出町の観光や将来の展望でプラスになると。非常に、じゃあ幾らだということがなかなか言いにくいんですが、日出町にこの維持管理することの評価、メリットが多大にあると、ただお金の問題のみならず、所有して維持していくということについての価値が。もう既に、今あそこで使っている商材はほとんどかなり地元の調達させていただいておりますし、多くの人が入り出て、日出町に来るのではなくて、的山荘に来て、ぜひ景観と日出町の状況を知りたいという方も多々おるわけです。しかも、多くの県外の方々がおいでになるわけであります。

と同時に、最近町のいろんな方々のお祝い行事であるとか、いろんな行事で盛んに使われて、昔は申し込みしてましたら、ある程度できたんですが、事前予約をしないと、今はほとんど受け付けられないような非常に盛況を来しております。日出町の観光的な、あるいは日出町の知名度

を評価していく上で、非常に有益な私は施設だと、そういうふうに思っています。維持していくことについて、私は日出町の評価につながると、こういうふうに思っております。

若干、見解が違いますが、今後ともこれはその経費でどのくらいを町が使うのが妥当かという点は、かなり議論があると思いますが、今、指定管理者について、県が行い、あるいは別府市を含めて多くの指定管理者をやっているんですが、予算の大半は皆やはり支出しててあります。私は、そういうことからすると、的山荘の支出はそう多くないと。今、確かにお金が出ててあります。周辺の植木の剪定、植栽であるとか、管理であるとか、防災上の観点とか、そういうごく限られた範囲内です。所有者として必要な維持管理費は今後とも負担をしておりますが、私は、有益な施設であるという評価を私どもは考えておりますので、あれが価値がないということになると、また話が違ってくると思いますが、私は価値があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊谷 健作君） 総務課長。

○総務課長（村井 栄一君） 今、議員の質問の中に、職員の採用で合格したけど、3名ほど辞退したということで、給料が安いから、こちらに来なかったのではなかろうかという御質問がありましたので、それについてお答えしたいと思います。

3名の方につきましては、地元、例えば1人は由布市であります。もう1人は県のほうに行ったんですが、給料ではどこでも市町村、給料は今同じ体系の給料表を使ってあります。確かに市は給料体系が若干違うところがありますけど、町村につきましては同じ体系であります。もう1人の方は、同じ公務員であります。本人がどうしてもそちらのほうを希望したいということで行った経過があります。日出町が給料が安いから来なかったという理由は、成り立たないのではなかろうかと考えてあります。

今回の職員採用につきましては、よそより1カ月以上早くして、今までよそと同じ日にやっていたんですが、できるだけ優秀な職員をとりたいたいということで、よそより早目に採用試験をしたんですが、その結果、よそと両方、皆さん公務員を希望される方は何カ所も公務員を受けております。その中でやはり地元、自分の由布市なら由布市の出身でありますと、由布市のほうに合格したということで、そちらに入った経過もあります。

なかなか、今、工務の方が1人、今は県のほうに行ったんですが、工務のほうは県下でも高校で土木という特殊な科が少なくなっておりまして、町もなかなか土木技術者を採用するのに苦労しているところではありますが、それでわざわざ1カ月以上早くしたんですが、今回、残念なことに県のほうに合格されたということで、そちらのほうに行かれた経過があります。

給料が安いからというのは、ちょっとその辺は若干誤解を招きそうでありますので、その辺は御了解をお願ひしたいと思います。

○議員（13番 佐藤 隆信君） じゃあ、これで終わります。

○議長（熊谷 健作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） なければ、これで質疑を終わります。

議案及び請願の委員会付託

○議長（熊谷 健作君） ただいま議題となっております承認2件、議案33件、諮問1件、請願1件をお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、承認2件、議案33件、諮問1件、請願1件を、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第37. 一般質問

○議長（熊谷 健作君） 日程第37、一般質問を行います。

なお、今定例会の一般質問は8名の議員の方より通告がありました。2月29日の議会運営委員会におきまして、きょうとあしたの2日間で実施することに決定しましたが、森議員が欠席のため、本日は受付番号3番までの3名の方の一般質問を実施し、あとの4名の方はあした実施します。

それでは、順次質問を許します。2番、阿部真二君。2番。

○議員（2番 阿部 真二君） こんにちは。ただいま御指名いただきました2番、阿部真二です。本日は多くの方々に傍聴に来ていただきまして、大変ありがとうございます。今後ともよろしくをお願いします。

皇紀2676年、平成28年第1回日出町議会定例会、一般質問をさせていただきます。本日は通告書のとおり4項目5件の質問をさせていただきますので、明確な答弁をお願いいたします。

まず最初に、少子化・人口増減対策としまして質問します。

皆さん御存じのとおり、日本では全国的に少子化が加速し、2060年には日本の総人口が2014年比31.7%減少し、8,674万人の見込みとなっており、過疎化が加速、消滅する自治体が出てくると予測され、各自治体間の人口の取り合いに発展しています。日出町は、近隣自治体に比べ人口減少率が低いとされていますが、決して日出町も例外ではありません。

そんな中、岡山県奈義町では、2012年4月に子育て応援宣言を打ち出し、高校生まで医療費を無料化したほか、不妊治療への助成などを展開、若者の移住・定住策も進め、2014年に

は月額5万円で借りられる2階1戸建ての町営住宅を整備するなど、子供を産みやすいまちづくりを図り、2014年に合計特殊出生率2.81を達成し、人口増加の一途をたどっています。

そこでお尋ねします。日出町の少子化抑止の具体的な取り組みはどのような内容になっていますか。また、多々ある施策の中で、他自治体に比べ先駆的かつ差別化された取り組みはどのような施策ですか。

次の質問からは質問席で行います。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長、原田秀正君。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 阿部議員の少子化抑止の具体的な取り組みについてということですが、子育て支援の面からお答えをしたいというふうに思います。

子ども・子育て支援新制度が施行されまして、本年度から実施されております。これは1990年の1.57ショック以来、四半世紀かけて議論を重ねた集大成でありまして、今後に必要な施策は十二分に盛り込まれていると言えます。

町内認可保育所の認定こども園への移行に加えまして、地域子育て支援事業では、来年度から病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業を新たに取り組む予定です。

低所得者への放課後児童クラブの保護者負担金の減免も実施する予定にしております。

また、新たな子供の貧困対策として、児童扶養手当の第2子以降の加算、幼児教育の段階的無償化については、年収約360万未満相当の世帯については、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、ひとり親世帯については負担軽減措置を拡大しまして、第1子について現行の半額、第2子については無償化とすることとしております。

さらには、来年度も引き続き県と連携いたしまして、子育てほっとクーポン活用事業に取り組めます。

また、体外受精などの不妊治療に係る費用の助成も本年度から拡充されました。国や県、町と負担を分担しながら、子供を産み育てやすい環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

そのほか、先駆的な取り組みといたしましては、子供の発達、かかわり方等について助言しサポートする児童心理士の相談日を月に二、三日程度設けまして、家庭訪問、来所相談、保育園の訪問等を実施しております。

また、臨床心理士の「こころの相談会」を平成24年度から実施し、子育て中の保護者からの相談にも答える体制を整備しております。

今年度7月より、家庭で育児をしている保護者等の育児疲れ等に伴う一時的な保育の需要に対しまして、交流ひろばHiCaLiにおいて託児事業を開始いたしました。

少子化対策は、人々が安心して暮らせる社会の構築にほかならず、雇用、介護、医療など、社

会保障全体の改善なくして子供を産み育てる希望を持つことは難しく、子育てに必要な経済的自立が基本であり、女性や若者が生きがいを持って働き続けられる環境整備が大切だというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 今、いろんな支援制度等々、支援を行っているという答弁をいただきましたけれども、先ほど先駆的な部分で子供の発達相談だとか、こころの相談会等々やっているということで、これについては年間というか、平成24年からということなので、何人の方が利用されていますか。これによって、そういう出生率につながるような対策になっているのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 臨床心理のこころの相談会、これを定期的にやっているのと、もう1点が、児童心理士の相談日、これを月に二、三回、それと臨床心理士のこころの相談会をやっているんですが、人数の把握は今現在持ち合わせていません。後で人数についてはお答えしたいと思います。これは出生率の増加というところと合わせまして、これは子育て中のお母さんの、保護者の不安、育児不安を解消するというところが大きな目的であります。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） あと、先ほど答弁いただいた内容が先駆的というのが今聞いた部分ですけれども、そのほかの対策、取り組みは、他の自治体と何ら変わらない、特徴のない対策だと思います。先ほど冒頭に言ったように、岡山県奈義町等々でやっているような、本当の意味で先駆けた、周りの自治体が驚くような策というようなものは、何か今後打ち出す予定とかありますか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 先ほども私が冒頭で申しましたように、子育て支援制度の中で一つずつ確実に実行していかなければならない課題がまだ残っておりますので、その実行がまず先決だというふうに思っております。他の市町村に先駆けての先駆的な事例ということにつきましては、今後も十分に内部で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 先ほど例として出したんですが、そういう先進地ですね、みんながびっくりするような、えっ、そんなことやってるのというようなところを視察するなり研究して、何かまねるとか、言い方は悪いんですけど、ぱくるといような、とにかくそういう実際に人口がふえていると、特殊出生率が2.81を達成しているというような町・市等々があります

ので、そういうところをとにかくまねてみるというようなことは、やるようなつもりがありますか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 特に効果の期待できるものについては、十分に検討する余地があれば、検討していきたいというふうに思います。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） ぜひ、ちょっと言い方は失礼ですけど、自分たちで新しい取り組みが見つけれないんであれば、やっぱりそういう先進地、特に進んだところ、すぐれたところをまねるというのも一つの手ではありますので、ぜひそういうところを研究して、それにさらに日出町独自の内容を盛り込んで、よその地域から「日出町に勉強に行きたいな」というぐらいの策をぜひ打っていただいて、この少子化、近隣との人口の取り合いという部分から抜け出すというふうな策を出してほしいと思います。ぜひこれは本当に力を入れてやってください。（「やるか、やらんか聞けよ」と呼ぶ者あり）

先輩議員からちょっと、やるか、やらないか、しっかり聞けということなので、ぜひその点、やるのか、やらないのか、明確に答弁をお願いします。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 効果のあるものにつきましては、積極的に考えていきたいというふうに思います。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 本当にしっかりそこは手を打ってください。この件については、また今後、後々、何度も繰り返し質問させていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。保育、教育環境の拡充対策ということで、先ほどもありましたが、子ども・子育て支援新制度が平成24年から4月から本格スタートし、日出町では平成31年までに既存保育園7園について認定こども園に全園移行するというふうになっております。

そこでお尋ねします。認定こども園と幼稚園の違いはどのようなところでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） それでは、私のほうから御回答申し上げます。

認定こども園に移行した際の幼稚園と保育園の違いは何ですかとの質問であります。幼稚園とは、学校教育法の規定によりますと、義務教育及びその後の教育の基盤を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設であり、保育所とは、児童福祉法によりますと、日々、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設であるというふうになってお

ります。

幼稚園と保育所の違いは、対象児童の年齢と、さらにその児童が保育に欠けるか否かが最大の違いと言えらると思ひます。

なお、認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った教育・保育の施設ということになります。

平成28年の3月現在、町内には町立の幼稚園が7園、私立の認可保育所が7園、幼稚園型認定こども園が1園、認可外の保育施設が1園ありますが、平成28年4月から2つの私立の認可保育所が、幼保連携型認定こども園に移行する予定となっております。

現在、日出町では、幼稚園を教育委員会、保育所は福祉対策課が所管しておりますが、今後さらに他の施設が認定こども園に移行すると見込まれますので、より一層、教育委員会と福祉対策課の連携が必要不可欠だというふうにて考えております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 簡単に違いを説明いただきまして、ありがとうございます。

今、認定こども園に移行した場合に、保育園と幼稚園の機能をあわせ持つということで、そうなった場合に幼稚園の必要性というものはあるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 教育総務課長、宇都宮敏樹君。

○教育委員会教育総務課長（宇都宮敏樹君） 阿部議員の幼稚園が必要であるかという御質問でございますけれども、町内の公立幼稚園と認定こども園の5歳児というものは、保育料の保護者の負担につきましては、公立では1号認定、認定こども園では1号認定と2号認定、両方が考えられますので、それぞれの保育料が所得によって異なります。この辺につきましては、保護者のほうが選択をいたしますので、公立の幼稚園、それから認定こども園、これは保護者の選択になりますので、選択制ということで、あつてよろしいかと。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 保護者が選択するということであるんですけども、今、幼稚園の教員と保育士さんとは賃金格差もかなりあるというふうに思ひます。また、幼稚園の場合は、保育するということか、見る年齢が多分3歳以上ですかね、くらいになっているかと思ひます。その辺で全然職員の処遇・待遇も変わってくるかと思ひますが、その辺は今後どのようにするのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 私のほうから認可保育所の件について答えさせていただきます。

町内の認可保育所は民間施設でありますので、職員の給与等に係る待遇は施設が定める給与規

定等で決定をしております。しかしながら、保育士不足が全国的に問題となっている昨今、保育士の待遇改善は行政としても取り組んでいかなきゃならない課題だというふうに認識しております。

現行の対応としましては、各施設に毎月支給している運営費の中に処遇改善等加算、賃金改善要件分という加算項目を設けまして、施設職員の勤続年数の平均等に応じまして、運営費総額の1%から4%、追加で支給しております。各認可保育所は、この追加支給額を必ず職員の定期昇給を除く給与額向上に充てなくてはならず、給与のベースアップや一時金として職員に還元が行われる予定であります。

なお、保育所が認定こども園に移行するに当たりまして、定員の変更がなくとも最低二、三名の職員の増員が必要とされております。主に教育・保育課程の立案や指導等を行う主幹教諭を配置するための増員となっております。保育所に比べて、やや手厚い職員配置が義務づけられております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 賃金格差、先ほど保育士さんの場合は民間なので、その給与規定によると、ただし保育士さんの待遇改善については町としても支援していくという答弁をいただきました。先ほど言ったんですが、認定こども園、幼稚園で1号、2号の認定があつて、それぞれ収入によって賃金が変わるといふふうに聞きましたけれども、幼稚園と保育園で同じ年齢、例えば5歳児だったら5歳児で、認定こども園に預けた場合と幼稚園に預けた場合の負担、保護者の負担は、これは同じになるんでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（原田 秀正君） 保護者負担金の件でありますけれども、保育所から認定こども園に移行することで、保護者負担金を変更することはございません。

ただし、保育施設として入所していたお子さんが教育施設として入所するように変更した場合は、保育施設と教育施設で料金体系が異なりますので、負担金に変更となります。保護者負担金については、今年度から住民税額で算定を行うようになりました。住民税額等により9つの階層を設定して、階層ごとに負担金を定めております。

このように保護者負担金は、世帯の所得額に応じて金額が決定される仕組みとなっております。各階層の負担金額ですが、国が定める基準額以下で他市町村と比較して高額にならないように設定をしております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 幼稚園もそういう算定になるのでしょうか。

あと、認定こども園の場合は朝から夕方までずっと見てもらえますが、幼稚園の場合は、その保育時間というのか、幼稚園で見る時間はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（宇都宮敏樹君） 利用料の件でございますけども、公立の幼稚園では、利用料は所得にかかわらず、基準にある低い所得の方を除いて定額となっております。

時間につきましては、15時までが保育時間となっております、その後、18時までが預かり保育という時間となっております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） そうなった場合に、やっぱり幼稚園は定額で今後も行けると、さらに幼稚園も3時までということなので給食があり、3時以降は希望に応じて延長保育というか、預かり保育となるということですが、結構、認定こども園に全園移行して、先ほど言いましたけども、そういうやることは同じ内容というか、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つので、先ほど、最初に説明いただきましたように、義務教育に入ったときの、その後の教育への前段階とか心身の発達等々やっていくという機能も認定こども園に持ってもらおうというふうになるかと思うんですが、そこで、また戻って申しわけないんですが、職員の処遇・待遇に格差があると、すごい不公平感というか、が出てくるかと思うんですが。

その辺は、先ほど、今後、保育士の待遇改善もやっていくというふうなことはいただいたんですが、本当に幼稚園の必要性が出てくるのかどうかという。今、多分、収容人数的にも7園で十分賄える収容人員は、日出町は持っているかと思しますので、同じ機能を持ったものが幼稚園7園、認定こども園7園で、先ほどの人口問題じゃありませんけれども、子供の取り合いみたいなふうになってくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのように今後考えていくのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 答弁は誰に求めますか。教育長、西野智行君。

○教育長（西野 智行君） 今の阿部議員の幼稚園と保育所の存在理由といいますか、それは教育と保育の違いだろうと思うんですが、少し説明が雑駁な形になって申しわけないんですが、教育というのは、幼稚園の場合ですと、これは3歳から5歳でも一緒ですけれども、遊び等を通じて集団生活の中で協調性だとか、あるいは規範意識を学んでいく。その過程の中で言葉を習得していく。そして、次の小学校1年生にしっかりと受け継いでいくというのが幼児教育の基本であります。

保育所の場合には、実は、言葉があれなんですけど、そのまま保育という言葉、保育に欠けるか、

欠けないかというような形になっています。この保育の中身は、基本的には監護に近いものであります。ですから、教育と保育とはおのずと意味合いが違うわけであります。

認定こども園の場合には、当然、教育という問題があります。ゼロ歳から2歳までのところについては、基本は保育なんですけど、先ほどの保育時間の問題でいきますと、3時までは教育なんですけど、認定こども園でいえば。それ以降についていえば、保育園でない限りは、保育料とはまた違うもんですから、これは2号という場合は別ですが、1号のほうの認定こども園になれば、それについては預かり保育という形で制度的にはなります。

ですから、その辺のところをまず御理解をいただいた上で、職員の待遇の問題であります。これについては、公立の幼稚園の問題について私どもは所管しているもんですから、その限りでお話をさせていただきますけれども、今、幼稚園教諭の皆さん方については、町職員の行政職の給料表、これを使っております。ですから、職種の違いはありますけれども、県の場合でもそうですが、看護師あるいは保健婦さん——保健師です、の方々の給料表で見たときに、看護師さんのほうはそれの含めた医療職の給料表を基本的には使ってます、いろいろな種類がありますが。保健師さんの皆さんは、県の場合でも行政職という形になってます。そういうふうな考え方を踏まえた上でいけば、そうおかしくないというふうに思っております。

それは処遇・待遇の問題ですが、もう一つ、保護者の負担額の問題です。これは確かに比較すれば5歳児のところでは格差がございます。ですから、それについては今後の検討として格差是正に向けて見直しをしていきたいというふうに思っております。

問題はどの水準にするかということでありまして、これについては今後、保護者の負担ができるだけ少なくなるようには考えたいと思うんですが、これは当然、一定の基準額が2万5,100円という国の基準があります。これ以下になりますと、今、現行、私立の場合には2万1千円となっています。その差額については、町の単独の持ち出しになります。ですから、その辺の財源をどこに求めていくかというところで、その辺の意味合いも含めて、今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 今、教育長のほうから答弁いただきましたが、今、賃金格差の是正について見直しをやっていくということと、幼稚園、認定保育園で同じ年代の部分のところも見直すということですね。3歳以上ですね。3歳児から5歳児までの部分は、同じことをやっているんで、同じように合わせていくということによろしいんですかね。（発言する者あり）同じことをやっているんで、職員の給与も格差がないようにしていくのかどうかですね。その辺は変わっていくんですか。

○議長（熊谷 健作君） 教育長。

○教育長（西野 智行君） 今の阿部議員の理解といたしますか、少し違いますので。私どもは、5歳児について格差があるかどうかといえば、当然、町立の場合と私立の場合との比較で格差が当然あるわけですから、その点についての今後の見直しについて、今お話をさせていただきました。

3歳、4歳については、これは基本的に国が基準を定めておりますから、今の現状のところで見守っていきたいと。ただ、ほかの市町村との関係もございます。ですから、その辺の動向も見ながら、3歳、4歳については、先ほど言いましたが、財源の問題もございます。ですから、それも含めて検討いたしますが、5歳児の場合と少し趣を異にするということを御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 認定こども園の場合は、先ほど、最初のほうに答弁いただきましたように、ほぼ幼稚園と同じ機能なんですよ。同じことを教える、見る時間は朝から夕方までですよ。それなのに、保育料の格差があったり、職員の給与に格差があったりするということ起きるといふことだと思ふんですけど、その辺はさっきの是正していくという部分では、どの辺を是正していくんですか。

○議長（熊谷 健作君） 教育長。

○教育長（西野 智行君） 3歳から5歳の認定こども園の場合の、その5歳児に関して、町立幼稚園との比較ということで格差が大きいなという考えを持っております。そういう問題意識です。

3歳、4歳について、じゃあ格差が5歳と比べて大きいかどうかというのを、これはほかの市町村の動向も見ながら、財源等の問題もございますから、そのところはそういういろんな総合的に考えて、財政面も考えて、見直しをしていきたいというふうに思っています。

特に、その5歳児の問題については、先ほど言いましたように、町立との格差が大きいもんですから、それについては見直しをしていく方向で検討していきたいということでございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 多分そこが一番、幼稚園の必要性があるのかどうかという部分なんですけど、認定こども園になった場合というか、認定こども園になるんですけど、とやっぱり幼稚園との違いというか、そこがやっぱりとってもひっかかって、運営上、収容人員はこども園だけでも多分カバーできる。幼稚園はさらに7園あると。そこ重複したことをやって、それぞれに歳費を使うというふうになるんで、その見直し是正、その必要性があるのかというところは、本当に考えないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺、町長、どう思

いますか。

○議長（熊谷 健作君） 町長、工藤義見君。

○町長（工藤 義見君） 大変微妙で難しい問題だと思いますが、現行は公立幼稚園は公務員であります。それから、今回の認定こども園でいいますと、ゼロ歳から5歳まで、そして今、問題は5歳の問題になっておりますが、制度が、これは日出町だけではなくて、日本全体がそうになっているわけでありまして。

したがって、この解消をどうするかという、私の今の認識では、日出町の保育料、公立の場合は4千円をちょっと超える金額であります。さっき国が言ったのは2万5千円を基準に上下すると、若干下回れば自己負担、町が、あるいは自治体が負担してくださいよと、こういうことになる。と財源をどういうふうにかバーしていくかと、こういうことになります。

したがって、やはり今から発足して、早速ことしの4月から発足するわけでありまして、その辺が今やっぱり一番問題のところでありまして。どうしていくかというのは今後協議と。一般的にいいますと、もう既に県下の自治体の中では2万3千円、4千円、5千円と、定めたところもあるんですね。その4千円あるいは5千円程度のところから、もう既に2万5千円にぽんち行ってるところがある。

ですから、そういうことを踏まえて、これは十分連携、保育の関係の施設の皆さん方、幼稚園と一緒に、教育委員会を含めて、どうしていくかということになります。一般的には国の指導基準に従って動いていくと、こういうことになろうと思います。そうしたときに、一挙に今度は公立の保育料がかなり上がってくると、こういうことになって、低くすると、町負担になってくると、こういうふうになってまいります。これは私から、今ここでどうこうということはないかなにか申しかねますので、十分この問題、一番、議員が御質問の件は大変重要な課題の中心部であります。ぜひ今後とも協議を続けて、早い時期に方向づけをさせていただきたいと思っております。

以上です。（「教育長、賃金の格差の是正はしないんですか、幼稚園と保育園で」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷 健作君） 教育長。

○教育長（西野 智行君） 賃金の格差については、大変申しわけございませんが、先ほど私が答弁したのは、幼稚園教諭のことに関しての私ども権限を持っておりまして、これについては先ほど福祉対策課長のほうからお話をしたことが前提になりますので、私どもはそれを見守っていくしかないということで、私のほうから特に発言は差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 先ほど町長からも答弁いただきました。今後、難しい問題なんで

すが、しっかり取り組んでいかなければならないということで協議するということですのでけれども、今、例えば幼稚園7園ありますが、その教員の人数、あと7園全部にかかっている総経費は幾らぐらいかかっているでしょうか。

それと、例えば保育料を無料にしたときに、どれくらい差が出るかですね。7園を全部やめて、認定こども園7園に絞って、そこに、先ほど認定こども園の保育士さんの人数も足りないというふうなことを言われてましたので、そこに今幼稚園の教員を全部入れてやった場合に、経費的にどれくらい違いが出るのか、わかりますか。

○議長（熊谷 健作君） 教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（宇都宮敏樹君） 公立幼稚園の経費ということでございますけど、まず町の職員としまして12名、臨時の職員として4名おります、今現状ですね。全体の経費ですけども、ちょっと今手元に資料がございませんので、詳しく数字的に今出ません。また後ほどお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） じゃあ、経費については後でお知らせください。

それと、今、職員12名と臨時4名ということで計16名の職員がいるということなんですけれども、認定こども園7園で2人から3人足りないというふうに最初のほうで答弁いただいたと思うんですが、大体ちょうど2人ずつなり配置すれば、その不足人員も賄えるというふうに思うんですけども、そういったことをやろうとかいう考えはありますか。

○議長（熊谷 健作君） 教育長。

○教育長（西野 智行君） 今この質問については、これまでも何度か御質問いただいております。全体の日出町の幼児教育、特に5歳児に限定して考えたときに、今の幼児教育を考える際に、一つの理想形の問題、あるべき姿ですね、これと保護者のニーズ、これとのすり合わせといえますか、どういう形で折り合いをつけていくかという問題が大きな問題です。これはいずれの保育料にしてもそうなんですけど、そういった問題がございます。

今の全体の幼児の部分に関して言うと、実際にキャパとしてどうかという議論はもちろん、いわゆる受け入れ施設の人員ですね、この問題もございますけれども、保護者のニーズを、これはアンケート調査を昨年度、その前ですね、新制度を検討するに当たって調査をいたしておりますけれども、これについては、現状維持というのが大体6割ぐらいございます。

今、町立の幼稚園の就園率、これも28年度に関していうと、66%になっています。これは町立の幼稚園の分です。大体、今、子供たちが5歳以下の、1歳ごとの子供たちの人数が、これから日出町の場合に、人口減少の時代に入ろうとしておりますけれども、微減という状況にあり

ます。他の市町村と比べたら違いますが、そういう面では、大体250名前後で推移をすると見えます。そういった前提をしたときに、今の段階でいえば、保護者のニーズをやはり優先して考えていかざるを得ないというふうに思っています。

ですから、議員御質問の、不足分をそのまま移行させるという考え方をそのままとるわけにもいかないなということでございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） アンケート結果で保護者のニーズが6割、現行と、幼稚園の就園率も66%ということで、高い割合で就園しているということなんですけれども、保護者のニーズは多分単純に負担金の違いが大きくて、多分、子供を持つ親としては、認定こども園なり保育園が幼稚園と同じ金額であれば、多分そっちにしか行かないと思います。そこは単純に負担金の問題だと思います。保育園に預けたほうが長く見てもらえるんで、絶対、子供を持つ親としてはそこが一番の問題であって、できれば長く見てもらえる保育園に預けたい。だけど、賃金的な負担が大きいので、どうしても、ちょっと言い方は失礼ですけど、中途半端な時間しか見てもらえない幼稚園に行かせて、自分もパートか何かして早く帰って、子供を迎え入れるといったようなことをしてるんだと、僕は把握しているんですけれども。

で、最近というか、ここ数年、幼稚園の18時までの預かり保育の人气が結構高いと思うんですけども、そういう背景があって、そこに行っているというふうに思いますので、ぜひそこ辺の、町長の答弁もありましたけれども、すごく大きな問題であって、1つ目の質問で言った人口問題、そこにも大きく影響してくる内容、子供を産み育てようと思ったときに、やっぱり日出町いいなと思わないと、多分よそから入ってくるなんていうことはなかなか難しいので、この地方創生もあるし、人口減少問題ということで、やっぱり思い切った策を打たないと、多分ほかと同じようなことをやっても、全然、今、人口の微減ということで、これからも望めないんじゃないかというふうに思いますので、例えばもう保育料、日出町、無料というぐらいの、よそがやってない、みんな、それだったら日出町に行こうかなと思うような策をぜひ真剣に取り組んでいただいて、日出町に子供を持つ親が永住するというふうに、ここから持って行っていただけたらというふうに思いますので、本当にこれ真剣に考えてください。

では、次の質問に移ります。地産地消対策ということで、地産地消という言葉は一般的な言葉として随所で使われています。現在、日出町において給食センターで扱う米飯は日出町産と聞いており、地産地消の代表的な取り組みだと思います。

そこでお尋ねします。そのほかに日出町産の食材を消費拡大するための具体的な取り組みは、どのようなものを行っていますか。

○議長（熊谷 健作君） 農林水産課長、岡野修二君。

○農林水産課長（岡野 修二君） 阿部議員の質問にお答えいたします。

まず、日出町の特徴的なところといたしまして、有人、無人を含めまして直売所が大変多く開設されていると、これが挙げられると思います。例を挙げますと、JAふれあい市場、旬の館日出店、株式会社サザンカクロス野菜館、シーガーデンひじ、そしてマルショに入っております日出町サンシャインふれあい広場、JA女性部おおがの里、すずらん館、そのほかにもたくさんありますけれど、そういう農産物直売所、これは地元のものを使って販売すると、そういうことを行っておりますが、うちの農林水産課の調査によりますと、平成26年度のこれらの直売所の総販売額は8億円を超えていると、こういう状況になっております。

また、漁業関係でいきますと、朝市の際に仲買人さんを通じまして消費者が直接魚介類を購入できる仕組みができています。これらも地産地消に入ってくると、そのように思っております。

町の取り組みといたしましては、これまで直売所向けの野菜栽培を目的としました小規模ハウスの建設に対します補助でありますとか、農協の農産物加工所の改修工事あるいは漁協の鮮魚さばき所、そういう工事に対しまして助成を行ってきたと、そういう経緯がございます。

また、先ほど議員がおっしゃいました学校給食におきましては、町内産米を100%提供していると。そのほかにも卵、みそ、野菜、果実、魚等、各関係機関がお世話しながらでありますけれど、給食の食材として活用していると、そういう状況がございます。

あと、PRといたしまして、城下かれい祭りでありますとか、ひじ産業まつり等のイベントにおきましては、地元の農産物、海産物を宣伝する場だと、そのように考えておるところでございます。

そのほかにも、いろんな地元の食材を利用した料理講習会でありますとか、料理コンテストでありますとか、そういうふうなものを行ってきたと、そういうような状況でございます。

今後を見据えますと、やはり観光客がふえてくることが予想されておりますので、観光客のお土産となるような加工品に力を入れていくことが必要だと考えております。今、農協、漁協等が自主的に行っている部分がございますけれど、やはり今のところ、まだ量が少ないということで、町も一緒になって考えながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、給食向けの食材につきましては、昨年、日出地域の農業後継者のグループがタマネギをつくりまして、日出の給食センター、そして杵築の給食センターに提供したと、そういう事例もございます。そのほかにも女性団体が行っているようなところもありますので、日出町といたしましても、そういう給食向けの食材をつくるような方もいろいろ模索しながら地産地消に努めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 直売所等々、多々あり、結構、売り上げも伸びているということですが、日出町、御存じのとおり、2次産業というのがほとんどない状況で、やっぱり1次産業ですね、農業、漁業で支えているという背景があるかと思うんですが、だんだん、少しずつ観光土産等々にも力を入れていくということですが、例えば地産地消の日みたいな、日出町独特の「きょうは日出町、地産地消の日です」みたいなものをつくるとか、地産地消条例みたいなもので広くみんなに知ってもらうとか、そういうPRというか、広報というか、そういうところをもっと活用してもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう何かちょっとこう、イベントではなくて、そういうキャッチフレーズ的なものとか、そういう地産地消を推進するんだというような取り組み等々は何かこれからやる予定とかありますか。

○議長（熊谷 健作君） 農林水産課長。

○農林水産課長（岡野 修二君） 特徴的な行動ということで、大分県におきましては、今、11月17日を地産地消の日ということで、平成18年度からそういうことで定めておまして、いろんなイベント等を行っているところでございます。また、うちが答えるものか、わかりませんが、大分県教育委員会のほうも平成16年度から学校献立に地元産あるいは県内産のものを活用する「学校給食1日まるごと大分県」というようなこともやっております。

日出町におきましても、給食につきましては、11月の17日近辺ということで、その日と限ったわけではありませんけれど、「学校給食1日まるごと大分県」という中で、できるだけ日出町の食材を使ったもの、そのほかのものについても県内産のものを使った給食というのを提供しております。平成27年の11月については、ハモを使ったりとか、日出のミカンを使ったり、あと日出の野菜を使ったり、そういうようなことで給食の献立等もしていると、そういうのを給食センターからもお伺いしているところでございます。

それから、今、条例についてのお話でしたが、県で条例を定めているところ、あるいは市町村で地産地消条例を定めているところ、幾つかあるように伺っております。いずれにいたしましても、基本理念を設定いたしまして、それぞれ市町村あるいは消費者、事業所、それらの役割をはっきりさせると、そういうような目的で条例をつくっているところが多いように思いますけれど、これにつきましては、食育等も含まれてきますので、うちだけじゃなくて、教育委員会を初め、いろんな関係各部署、そして関係団体等ともいろいろ協議をしながら、今後そういう条例が必要ならば制定していきたいと、そういうような思いでございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 大分県では地産地消の日というものがあるということで、ぜひ日出町もそういうイベントだけでもいいので、地産地消の日なり、先々そういう条例等々を制定し

て、地産地消を積極的にというか、強力に進めていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひします。

残り時間もないので、次に行きます。住環境整備、拡充対策ということで、まだ皆さん記憶に新しいと思いますけれども、先日、1月23、4ですかね、4、5ですかね、に発生した最強寒波で水道管の破裂など被害が発生しました。特に近隣地域では、山香町の一部地域で自衛隊の給水車を要請し対応する等々の被害が起きています。日出町は近隣自治体に比べ被害が少なかったのは、日出町の立地環境がよいことと、あらかじめ広報などで注意を促したたまものだと思います。

そこでお尋ねします。日出町には空き家が300件ほどあると聞いていますが、空き家の配管が破裂した場合の処置、対応はどのように感知し、予防しますか。

○議長（熊谷 健作君） 上下水道課長、大塚一路君。

○上下水道課長（大塚 一路君） それでは、阿部議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、水道施設の管理区分について少し説明させていただきます。

水道事業者、上下水道課になりますけど、管理する区分につきましては、配水管から分岐して個人敷地内にあります量水器、いわゆるメーターまでを水道事業者が管理をいたします。その量水器から先にあります敷地内の給水装置、給水管並びに給水施設につきましては、日出町水道事業給水条例の24条に水道使用者等の管理上の責任というのがございまして、その中に水道使用者は善良な管理をもって、水を汚染し、または漏水しないように管理しなければならないと、その条文がございまして。

ですので、議員の質問にあります空き家の破裂等の対策処置、対応につきましては、在宅、空き家問わず、水道使用契約者をされている方の自己責任において管理をしていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 我々が自分でちゃんと管理しないといけないということはわかるんですけども、実際に空き家というのは存在してて、もう放置されているような家も結構あるかと思います。そういったところが破裂した場合、多分、出っ放しになってしまうので、そういうことのないように何か感知する方法があるのかどうかと、そういうのをあらかじめ何らかの方法で予防する策はないかというところをお答えください。

○議長（熊谷 健作君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大塚 一路君） そうですね、今、水道事業者で独自に空き家調査等をしておりませんので、どの家が本当に空き家かどうかちゅうのは、ちょっと詳細が把握できてない状況で

ございます。

ただ、今、現状としましては、水道事業者、水道課で把握できるのは、完全に退去する場合は必ず水道の中止届が出ます。そうした場合は、敷地内での破裂等は発生しません。

ただ、中には家人、家の方がいなくても、常時居住していなくても、家屋の管理上、どうしても水道をとめない方等々がございますので、そういった意味で、うちの契約上、そこは在宅なのか、空き家なのかという判断がなかなか難しい状況であります。

ただ、今、議員が言われますように、今後につきましては、使用水量という形でうちは把握できますので、ゼロから1トン、管理上で通常、月に1トン程度であろうと。そのゼロから1トンの使用者につきましては、先ほど言いました、緊急時におきまして、他市の状況もございまして、空き家の漏水が非常に安定供給に影響を与えていますので、日出町水道事業者としても今後はそのゼロから1トンの利用者、家屋といいますか、そこについては把握をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） ぜひ、そういう空き家があるので、関係部署等々と連携し、そういう空き家と思われる、先ほど答弁ありましたように、水の使用料の極端に少ないところのリストアップをして、予防できるようにしてほしいというふうに思います。

次、過去、先ほどの水道事業者と言われてましたけれども、本管と直結しているというような家庭が存在していたというふうに聞いたんですけれども、そういうケースというのはまだあるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大塚 一路君） いわゆる本管、配水管ですね、通常はこの配水管から、先ほど説明しましたように、分岐して量水器を設置し、家庭内に給水をしていると。だから、そういう事情ですので、議員の言われる直結の家庭という形については、水道事業としては、ないと認識しております。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） そうですね、これ直結していると、水を盗んでいるという形になるかと思っておりますので、その辺はないということで、安心しました。

そういう中で止水弁ですね、先ほど言われた、止水弁と本管の間、管理者が日出町だと思えますけれども、そこが破裂するということは考えられるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大塚 一路君） 今、質問にありました配水管から量水器、止水弁までの破損に

ついても、結構、今、割と古い管が多うございますので、その破裂件数は多うございます。今、具体的に件数等はちょっと承知しておりませんが、数としては結構あります。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） そういう古い配管等々で破裂するケースがあるということですが、それについては今後対策をとる計画はあると思うんですが、どういうスパンでやっていくのか、何かありますか。

○議長（熊谷 健作君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大塚 一路君） もう日出町も水道事業を開始して60年ほどたっておりますので、配水管自体も古いが多うございますので、その今、逐次老朽管という形での更新を行っております。そのときにその給水管、止水弁までの栓も同時に更新をしている状況です。今現在、団地ですかね、日出の団地のほうが結構古うございますので、そこを逐次更新をやっておるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） もうこれ、非常に生活する上で必要というか、重要なライフラインになりますので、そこは計画的に進めていただいて、町民の安心安全というか、水の安定供給を心がけてほしいというふうに思います。

最後の質問ですが、本日、今まで4項目の質問をしてきました。一つは少子化、人口増減対策と、保育、教育環境の拡充対策、地産地消ということで、いろいろ答弁いただきながら、私も提案させていただきました。

先ほどの中で、保育料の問題等々もしっかりこれから検討していくと、協議していくということですので、そういったところがしっかりできた際には、日出町に行きたいと、日出町で生活したいという方々がふえてくるというふうに思われます。その際に必ず必要になってくるのが生活道路であったり、宅地であったりするわけなんですけど、そういったところを都市計画というか、日出町の住環境、どういうふうにしていくかという先の計画等があれば、教えてください。

○議長（熊谷 健作君） 都市設計課長、村岡政廣君。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 生活道路の整備について、それから宅地拡充について、お答えいたします。

公共施設の整備は、町民が安全安心、快適に暮らすためにも重要であり、その充実、整備を従来より行っているところでございます。しかしながら、地域に密着している生活道路につきましては、まだまだ幅員が狭いところが多いため、地区の区長さんや関係者の協力をいただきながら、

関係者に用地の提供をしていただき、可能な限り整備を進めております。平成27年度も約17カ所の道路整備を今現在行っているところでございます。

御指摘の宅地の拡充においては、日出町におきましては宅地開発の要望、業者等からあれば、行政でできる範囲の協力を行っております。これにつきましても、窓口で開発業者さんが宅地の開発をしたいというふうなお話があれば、私ども職員もしっかり協力しておりまして、十分な話を聞くように、聞いて現地の調査等もやりながら協力を行っているところでございます。

地域と地域を結ぶ幹線道路の整備におきましては、補助事業等で用地を買いながら、十分な幹線道路の整備も現在行っております。生活道路の整備は欠かすことができないものでございますので、今後も可能な限り整備、充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 2番。

○議員（2番 阿部 真二君） 今、課長の答弁をいただきましたけれども、課長も把握しているとおおり、日出町、特に郊外ですね、側溝にふたがない道とか、狭い道等々あります。そういうところは特に車社会、車がないと生活できないようなふうになってますので、そういうところを全て一遍に解決するのは難しいと思いますけれども、先ほど答弁いただいたように、各区長さん等々と協議、できるだけコミュニケーションをとってもらって、優先順位をつけながら日出町の住環境がよりよくなるように整備を進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（熊谷 健作君） お諮りします。一般質問の途中ですが、ここで中断して、しばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時08分再開

○議長（熊谷 健作君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。6番、岩尾幸六君。6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 6番、岩尾幸六です。通告書に従いまして質問を行います。

昨年度、27年は、6月にB i V i 日出のオープンに続き、7月には交流ひろばH i C a L i がオープンしました。ことし、28年は、日出観光の玄関口ともなり得る暘谷駅整備に期待して

いるところであります。

そこで、まず最初の質問は、暘谷駅周辺事業に関してから行いたいと思います。

暘谷駅の自由通路は3月末完成との情報がありますが、駅周辺の工事は計画どおりに進行しているのか、また駅前ロータリーや駐車場整備を含め、完成予定をお聞かせください。

次回の質問からは質問席にて行います。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長、村岡政廣君。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 暘谷駅の周辺整備の今の現状を報告させていただきます。

工期的には今順調に進んでおります。毎回お話ししてきますように、自由通路につきましては3月末完成を目指しております。それから、コミュニティー施設である駅舎部分でございます。これも3月末を完成予定にしております。駅前広場、南北駅前広場がございます。これにつきましては、新年度の4月に発注予定でございます、7月末に完成する予定でございます。この中には駐車場部分も含んでおります。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 駅前広場を含め7月末ということによろしいんですかね。はい。

この完成したときに、多分、交流ひろばHiCaLiなんかでもやりましたように、セレモニーを開催すると思うんですが、そのセレモニー開催のタイミングというのはどういう時期で行うように思っていますか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今現在、JRさんと協議しておりまして、駅の機能ですね、今現在の駅の機能を新しい駅舎の部分に改札口の機能を移す時期を4月の中旬を考えて、今、JRと協議しております。ただ、駅前広場につきましては、南北とも7月末の予定でございますので、全体の、駅周辺全体の整備が終わるのは7月末になりますので、その後、大きなセレモニーをできればというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） やはりセレモニーというのは全部が完成してから町全体で盛り上げたほうがいいと思いますので、それで進んでいただきたいと思います。

それから、広場の駅前ロータリー完成時は駐車場が整備されるというふうにお聞きしておりますが、その駐車場の台数と管理方法、どのように今後やっていくのか、お聞かせください。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 駅前ロータリーの駐車場の管理方法につきましては、今現在、

30台、駐車できるのではないかというふうに考えております。管理につきましては、月決め、時間貸しの併用を予定しております。ゲート式の自動精算機による民間業者への委託の方法を今現在検討しております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 管理は民間業者の委託ということなんですが、その委託業者ですね、これは町から何か補助を出すのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 民間業者に委託する場合は、月何ぼというふうになりますので、料金をもらった分で民間というわけじゃありません。ですから、駐車料金が民間業者が運営することではなくて、1カ月幾らというゲートの、自動精算機によるゲートの貸し出し費用等も含めたのを民間業者に委託したいと今思っているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） もう一度整理しますと、月決めでとか駐車場で上がった利益は、そのまま業者と。町に一遍払い込んで、それから町は業者に委託料として払うということですね。はい、了解しました。

そのとき、月決めの値段は幾らに設定してるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今現在、今回、議案にも出させていただいておりますが、駅前の駐車場につきましては、月決めは6千円、それとあわせて時間貸しの料金もお話いたしますと、1時間、最初の1時間については100円、最大4時間までで400円で24時間というふうにしております。1日24時間とめても400円という時間貸し料金に設定しております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 月決め6千円、それから時間が100円ということで、1時間当たりはまあまあの値段かと思うんですけども、その6千円とした根拠とかいうのは何かあるのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 隣接する民間駐車場の月決め料金等を参考にさせていただきました。駅前という立地条件から、一番いい場所というふうに解釈をいたしまして、6千円というような設定にさせていただいております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） この駅前のやっぱり一番いい立地条件になるかと思うんですけども、30台契約して、1カ月すると、大体月どれくらい収入があるというふうに試算しておりますでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今、申しわけありません。試算は、月決めにつきましては10台が最大というふうに解釈しております。そして、時間貸しにつきましては、毎日、残りの20台が埋まったときに、最大で400円というふうな解釈になりますので、ちょっと今手元に試算した金額を持っておりません。大変申しわけありません。30台全部埋まったときの試算で今やっております。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） まだ試算が全てできてないということなんですが、やっぱり例えば月に50万円の収益があったとします、駐車料金ですね。管理業者のほうに今度管理していただける料金というのは、その50万円以内でというふうな考えですか、それとも、それはオーバーしても仕方ないという考えでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今現在、委託業者と30台、月決めが6千円が10台、残りの20台が400円、埋まったときの試算の金額で収まるような委託条件で今業者とお話をしているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） ぜひ、その金額以内での設定で進んでいただきたいというふうに思います。

次に、旧トキハ裏町営駐車場も整備されて、今、ホームページなどで月決めの駐車場として現在3,500円で40台程度の一般利用者を募集していますが、現在、申告ちゅうかね、借りたいと言われている台数はどれくらいあるのか。

それからまた、あと残りが職員の駐車場と聞いておりますけれども、職員用の台数とその金額はどのように決めているのか、お聞かせください。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長、川野敏治君。

○財政課長（川野 敏治君） 町営駐車場の駐車台数でございますが、まず職員に貸し出す台数につきましては、約115台を予定しております。また、一般に貸し出す台数につきましては、約45台を予定しております。現在、40台の申し込みということで公募をかけておりますが、約18台ぐらいが、だったと思っておりますが、今の時点で申請が出ております。職員と

一般の貸し出し、合計、合わせまして全体で約160台分をあの駐車場でとめられるような形で現在考えているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） ここの月決めの金額は。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長。

○財政課長（川野 敏治君） 町営駐車場の料金につきましては、今、議員がおっしゃられましたけど、条例で定めておりますが、1台3,500円、これは月決めのみでございます。料金の算定につきましては、こちらのほうは役場の庁舎周辺の民間駐車場等の料金等を参考にさせて、3,500円を決定させていただいているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 駅前ロータリーの駐車場が6千円ということで、ちょっと100メートルも歩けば3,500円で借りれるということで、こうなった場合、駅前ロータリーのほうの月決めがきちっと埋まるかどうかというのが心配なんです。その辺、極端に料金が違いますよね、その違いとかいうのは何か考えておられますか。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長。

○財政課長（川野 敏治君） 今回、町営駐車場はこの庁舎の駐車場という位置づけもございまして、そういう部分も含めまして1台3,500円という形で考えさせていただいております。

ただ、全部で160台とめられますので、余った分については一般にお貸しをしようということで考えておりましたが、その際、料金に差をつけるということはやはりいかなものかなということで、同じ料金で一般の方にもお貸しするような形で現在計画は進めております。

ただ、やはり駅まで若干歩かないと悪い距離もございまして、その辺も幾分考慮はさせていただいたところであります。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 大体、金額の根拠はわかりました。とにかく一般と今度は職員とで約160台ですね。職員の方は全員がここにとめられるんですかね。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長。

○財政課長（川野 敏治君） 実はトキハイндストーリーが使用しているときに、工事の関係で、ある一時期、駐車が不可能になった時期もございました。その時点で何人の方は役場近隣の一般の有料駐車場のほうに契約を行って、とめている職員もおります。それは事実です。ですから、あと、それを除いた職員に対しましては、一応希望をとりまして、そして出てきた結果が約115台という形に現在なっております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） じゃあ、希望職員の方は全員とめられるということで判断してよろしいわけですね。はい。

続きまして、駅周辺の駐車場が大体有料化というのが進んでくるわけですね。そうなりますと、周辺の駐車場ですね、無料駐車場への違法駐車が増加するというのも心配されますが、そのときの対応とかいうのはどうとられるか、考えておりますでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 駅周辺で、やはり送迎によりまして周辺道路や近隣の駐車場に無断で駐車している車両が発生しているのは、今現在、事実でございます。もともと、このロータリー周辺の整備を考え出したのも、この違法駐車等の対策も考えて、駅の周辺の整備をしているところでございます。

今回の整備によりまして、駅前の駐車場は30分間無料で駐車できるように今考えております。これによりまして、送迎等の違法駐車が減るのではないかという考え、それからロータリーの中にも送迎のための駐車スペースを設けております。これによりまして、路上駐車などの迷惑行為については、かなり解消できるのではないかというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 12月の一般質問の折にも述べたと思うんですけども、そういう送迎に関しての送り迎えというのは一時期の混雑であって。やっぱり迷惑度に関してはゼロではないんですけども、そんなに大きな問題だと思わないんですね。

ところが、大分、別府に通勤される方、この方が一日中とめるのが多くなるということも懸念されているんですよ。トキハの駐車場、あそこに一日中とめてある車があるというふうなクレームも発生してましたんですね。この辺、今後、苦情が拡大しないよう早目に何らかの対策を打たなきゃいけないと思います。ですので、この辺の一時期の渋滞じゃなくって、一日中違法駐車をされる方に対して何か考えていることがありますでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 私ども、今回、駅の駐車場を整備するに当たりまして、月決め駐車場というのもつくっております。それから、財政のほうでも3,500円の整備をやっておりますので、私どもといたしましても、整備に向けて無断駐車防止に向けた周知はやっていきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） ぜひ駐車場がある程度有料化でもたくさんできた、だから違法な駐車は少なくなるだろうというふうなことじゃなくって、やはり発生するんだというふうなこと

を頭の中に入れて、今後の対応をぜひ検討していただきたいと、そういうふうに思います。

続きまして、日出駅についてお聞きします。ＪＲが日出駅の無人化を決定しましたが、無人化を決めた背景と時期、その後の町の対応をお聞かせください。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長、井川功一君。

○政策推進課長（井川 功一君） それでは、岩尾議員の御質問にお答えをいたします。

昨年の８月にＪＲ九州大分支社より、ことしの３月に行うダイヤ改正、３月２６日と聞いておりますが、そのダイヤ改正から日出駅の無人化を行いたいという提案がありました。それを受けまして、町長みずからＪＲ九州大分支社に出向き、大分支社長に提案の撤回を陳情したところでございますが、１１月に計画どおり実施したいという連絡が入ったところでございます。

その後、庁内で内部検討を行ってまいりました。数年前から無人化対策を行っている県内の駅の先進地事例を参考にしながら、ＪＲ九州大分支社やＪＲ退職者方々と協議を重ねまして、ＪＲ九州より日出町が委託を受け、日出町からＪＲ退職者の方々に再委託する簡易委託方式を採用して無人化対策を行うことにいたしました。

委託内容の詳細については、現在、内容を詰めているところでございますが、切符や定期券の発行など、業務を継続いたしまして、住民の利便性に対応できるように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） ６番。

○議員（６番 岩尾 幸六君） まず、ＪＲのほうは、例えば利用客が何名以下の駅に関しては今後無人化を進めるとかいう、何かそういう計画は持って日出駅もその対象になったんですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） ＪＲ九州大分支社より、乗客数が幾らだから無人化しますという詳細な提案はございません。ただし、ＪＲ九州のほうが営業面を考慮して、乗客数が少ないところについては随時無人化したいという提案はございました。

○議長（熊谷 健作君） ６番。

○議員（６番 岩尾 幸六君） わかりました。じゃあ、委託方式によって、やっぱり無人化を回避するということなんですね。その委託、回避のときに例えば日出駅の清掃だとか、そういうところもちゃんとやってくれるような契約方式なんですかね。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 先ほど申し上げましたとおり、契約の内容については今詰めている段階でございますが、防犯、それから美化の問題もございまして、その辺については内容を詰めて、美化活動は行っていただきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 日出駅も、私も生まれたときから多分あると思います。ですので、やっぱりきれいに今後も長く続けて使用していただくためには、環境美化、それから防犯の面もきちっとやっていかなきゃいけないと思いますので、ぜひ契約のときにそういう項目を入れて契約していただきたいと思います。

それから、近々に日出駅前に新たなる駐車場の計画があると聞きましたが、その計画について、どういうふうな計画を持っているのか、ちょっと細かく教えていただけますでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長。

○財政課長（川野 敏治君） 日出駅前の駐車場の計画についてでございますが、旧日出クリニックの跡地のほうを利用した計画を日出町土地開発公社のほうで現在進めております。現在、土地の所有者の方と契約を結ぶ準備を進めている段階でございます。おおむね3月中旬ごろまでには契約を行いまして、所有権移転等の手続を完了する予定になっております。その後、ここを駐車場に使うということで、都市計画法上の駐車場法に基づく路外駐車場の設置の届の手続、それから、あと駐車料金や管理の方法、そういうものを今後決定していったって、また工事ができ次第、ここを駐車場という形で供用開始できるような形にはなろうかと思っております。

ですので、供用開始までにはもう少し時間がかかるとは思いますが、現在、なるべく短時間でできるように頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） この詳細に関しては3月中旬ごろ契約が整うということですね。また、これ、どういうふうな内容であるかというような報告は、いつごろしていただけますでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長。

○財政課長（川野 敏治君） いずれにしても現時点では、まだ所有権、町もしくは開発公社のほうにはまだなっておりませんので、その駐車場の計画等は並行して今進めている段階でございますが、最終的に決定した段階では、また折を見て議会の皆様方にもその辺の詳細については、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 今議会は多分無理ですね。6月議会ぐらいはもうできてますか。そのときに、また詳細に関しては報告していただきたいと思っております。

それから、もう1点、駅前の県道は夕方5時から6時にかけて大渋滞となりますが、町として対策案は何か持たれているのでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 日出駅前交差点付近ですね、大変混雑しているのは県のほうにも何度も報告しております。日出駅前の交差点が変則的、それからスーパー等、マルショク等がございますので、どうしても出入りの車が多いということで、交通阻害になっているのが事実でございます。この点につきまして、別府土木事務所のほうの管理系のほうに、何とか交差点の改良、それから駅前の右折車線ができないか、それから日出駅に入るための交差点を十字路にできないかとか、そういう提案を昨年度から何度もしております。

ただ、県にいたしますと、渋滞の考え方がどうも、まだ渋滞というふうに、100%渋滞だというふうに、まだ県は思っていない事実がございます。

それで、私どもといたしましては、日出町としては大変夕方は渋滞なんだと、そういう事実を何度も言っておるんですけど、なかなか県が動きませんので、私どものほうでとにかく渋滞緩和のために何かできないかということで、交差点付近の改良、こういうふうにしたらいいなと、そういうような提案を県のほうにしながら協議を進めていきたいと。ただ単に県に何とかお願いしても進まないもんですから、日出町のほうでこういうふうにしたら渋滞緩和になるのではないかという、そういう提案をしながら、今後も粘り強く県のほうに協議していきたいと今思っているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 今、県のほうに申請はしているけれども、なかなか動いてくれないということではないんですか。はい。

どういうふうな、具体的にどういうふうな内容で県のほうに依頼しているのかというのは、何かありますか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 先ほど言いましたように、まず一番最初にお話ししたのは、JRのロータリーに入るための部分と信号機のあるところ、交差点ですね、この部分が十字路になってないということで、JR側さんのほうから出るときに、どうしても停止線にとまっている車が阻害して出られないというような事実がございます。そこの交差点を、植樹帯をとって交差点化ができないかとか、そういう話を昨年度していた事実がございます。ただ、それについてはなかなかできないと。

それから、JRの駅前の右折車線がつかれないかとか、そういう話もしております。それから、くりきの交差点の右折車線ができないか、そういう話も何度もしておるんですけど、なかなかできないのが事実でございます。

そこで、今、日出町といたしましても、こういうふうな方法で交差点の提案、こういうふうな改良ができないかと、提案をしながら話を進めるといふ方法があるんじゃないか、それから用地の買収等につきまして、日出町がこういうふうな対策がとれますよとか、そういう事実を積み重ねながら、土木事務所のほうに協議を進めたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 駅と信号機を、今、十字路にしようとかいうと、やっぱり大きな工事になるわけですね。それよりも、例えば、あそこは県道に出るコスモスからのところに関しては、あれは感知式なんですね。右折すると、あの感知にひっかかって、車が出てこなくても信号が変わるとか、そういうことになってますので、通常の信号みたいに時差式にできないかとかいうのは警察のほうに申請はされてますか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 今現在そういう警察のほうにはお願いしておりません。今お聞きしましたのが初めてでございます。そういう事実があれば、私ども、大至急、県に話をして、警察のほうに協議ができるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） これ、ぜひやっていただきたいと思うんですよ。これ、早くやっていただきたいと思います。今、5時から6時ということで、ちょうど夕暮れ時期になるんですけども、今からだんだん明るくなります。明るくなってからも結構渋滞がまたふえるかと思うので、信号機の感知式に変えるだとか、それから私は昔あそこ、万願寺橋の渋滞のときに対応してたのが、各企業さんへ時差式出勤とかいうのも昔はやっておりました。企業さんへそういう、今、5時から6時の間、万願寺橋のところからこちらが相当込むということで、時差式に変更できないかとかいうことの要請とかいうのは、どうお考えですか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 信号機の方式の変更につきましては、またお話を聞かせていただきまして、いい対策がとれば県と警察のほうに協議したいと思います。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 企業に時差式出勤とかね、そういう考え方は、そこはどうですか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 時差式出勤につきましては、ちょっとお時間をいただければ、そういうふうなものが有効であれば、私、役場のほうでまた企業のほうに働きかけていきたいと

いうふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） これ、金がかからないんですよ。ただ、無料でできます。企業のほうの努力次第なんですね。これは時間はかかりませんので、あしたでも出向いて行って、こうこういう理由で時差出勤は検討していただけませんとかいうのは、すぐできると思うんですね。お金がかかるのはやっぱり計画づけてやらなきゃいけないと思うんですよ。課長、今月いっぱいでも行ってやるとかいうことは可能ですか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） やはり時差出勤につきましては、ちょっと時間が必要だと思います。やはりどうしても企業にお話ししても、当然、働いている方もいらっしゃるわけですから、それが有効であるかどうか、少し検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 有効です。ただでできるんですから、ですね。その辺をぜひ検討ちゅうか、もう内部で決めて早目に動いていただきたいというふうに私は思ってますので、ぜひこれをやっていただきたいと思います。よろしいですか。いいですね。次の人に頼むとか言わないで、判断だけなんですよ。ぜひよろしくお願いします。

続いて、空き家バンクについて質問します。

ことし初めごろに、私は川崎内野区に住んでるんですけども、空き家問題について役場に電話しました。そうすると、現地にやっぱり10分足らずで担当者が出向いていただいて、担当課の対応の早さに感謝している次第であります。そのときに初めて知ったのですが、空き家の登録や空き家を探す場合に関しては政策推進と、それから倒壊家屋などの問題は建設課ということで、2つに課が分かれているんですね。その2つに課が分かれている、その理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 空き家につきましては、2つの対応を行っているところでございます。まず1つ目は、空き家を利活用してもらうことでございます。空き家バンクに登録していただきまして、町外の方々に紹介することにより、移住促進を図っておるところでございます。その業務を政策推進課が行っております。

2つ目は、外見上、外壁や屋根が壊れており、利活用ができない状況である家屋や、管理している様子が見受けられない家屋につきましては、空き家対策特別措置法施行による措置もあわせ

まして取り組まなければならないというふうに考えております。それを判断するためには技術的な判断が必要であるため、建築係がある都市建設課が行っているところでございます。

なお、空き家対策を行うに当たって共通する情報等につきましては、両課で共有をしているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） その技術判断が難しいというところですね、そういうことがあるので、2つの課が存在していると。じゃあ、簡単に言うと、そういう業務を一つの課に統合することというのは、今後、可能なんですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 県下の状況を調査させていただきました。確かに同じ課で業務を行っている市町村もございます。この内容につきましては、またちょっと協議をさせていただいて、利用しやすいような状況をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） やっぱり一般住民の方が何か意見聞いたり、こういうことがありますよということで電話するときに、2つの課が存在すると、なかなかスムーズに行かないと思うんですね。一つの課で何でも判断できれば、時間ロスとかそういうのも——時間ロスもできるんじゃないかと思うので、ぜひ検討していただきたいところであります。

それから、もう1個、ホームページを見てみますと、空き家の件数、今、日出町は4件で登録がなされております。そのうち2件は写真で屋内のナビ情報とか細かく見れるんですけども、絵でちゅうかね、表示されています2件に関しては、内容を見ろうかと思ってもパスワードがかかって、見れない状況になっているんですね。その理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 議員が御指摘のとおりパスワードの入力が必要な場合がございます。これは空き家バンクに登録している方が登録する際に、空き家を希望している方のみ情報提供するのか、どなたでも全ての方に情報を提供するのかを選択できるようにしているためでございます。

なお、パスワードにつきましては、空き家を希望している方が利用登録者として登録していただくときに、それぞれパスワードを割り振っているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） それじゃあ、そのパスワードが必要な物件を見たいときは、どこ

に問い合わせればいいのか、わからないんですね。ですので、一番その横に担当課、政策推進の電話番号とか載せることは可能ですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） ただいまの議員の御指摘については、可能だというふうに判断しております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） ぜひ載せていただきたいと思います。探してたら、政策推進の電話番号が載っているのは一番下なんです。そこまで見なくて、あきらめる方もいるかと思うので、やはり少しでも電話番号を載せていただくと、どこに連絡すればいいのか、すぐわかると思いますので、その辺の配慮をお願いしたいと思います。これ、一月以内ぐらいでできますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） ホームページのちょっと工夫をしたいというふうに思っていますので、可能な限り早目にやりたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） じゃあ、次回の6月ぐらいまでにできるように努力していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、次の質問にまいります。通告書の3番目に記載されております区分Aの203戸というのを、私の間違いでありまして、171戸に訂正願います。

この空き家バンクの登録に関して、他の市町村を見ますと、杵築で20件、竹田では37件、豊後高田市は、空き地も入れて80件余りも登録されているんですね。それに比べ日出町は、先ほど言いましたように今4件です。

昨年、町内の空き家数の質問の折に、そのまま住める住居は171戸あるというふうに報告がありましたが、この171戸の空き家の持ち主へ町が空き家登録を勧めた件数、果たして何件あるのか、わかればお聞きしたいんですが。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 平成24年、25年度、2カ年にかけて都市建設課が危険家屋を調査するという事で空き家を調査したところでございます。その空き家の部分で、先ほど議員が言いましたとおり、利活用できるものについては171棟あるわけでございます。その171棟のうち、所有者、それから管理者等がわかった部分につきまして85棟でございますが、85棟の所有者に対しまして空き家バンクの登録のお願い文書を送ったところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） この85戸に文書を送ったということなんですが、返答とかいう

のはございましたか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 85棟のうち登録できた部分が5棟ございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） じゃあ、残りの80棟の方は、これは登録しないというような判断をされているんですね。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 役場まで正式に回答していただいた方もいらっしゃいますし、全然、音沙汰がないという方もいらっしゃるわけですが、回答いただいた中には、どうしても仏壇、それから家具等がある方、それから夏の盆の時期、正月の時期に帰省するために、どうしても貸せないという理由の方、いろいろな理由な方もいらっしゃったというふうに理解しております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 先ほど言われましたね、仏壇とか家具だとか、お盆の折にそこを使いたいという方は、これはもう今の空き家で利用するということですね。ほかの方は、意見もない方は、多分利用もないと思うんですけどもね。なぜ日出町は今登録、先ほどは5件というふうに説明がありましたけれども、そんなに登録件数ちゅうのが伸びないのか、その辺のようにお考えですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 先ほど申し上げましたとおり、171棟のうち所有者等が判断できるのが85棟ということになっております。その残りの棟数につきまして、どうしても所有者がわからないという状況でございます。

その関係がございまして、2月になりまして各区長のほうにうちの職員が出向きまして、空き家の部分について御協力をお願いに回っております。その内容につきましては、空き家を貸していただける方、それからその空き家の所有者、管理者を教えてくださいという形で、各区長のほうに今出向しているところでございます。先ほど言いました所有者がわからない家屋につきましては、そこで幾らか解消ができるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） ぜひ、2月からということではじめたんですが、これ、また半年も1年もたつと、またわからなくなるところが多々あるかと思うんで、これも早目に、区長は大変だと思いますけれども、その辺の情報をつかんで、的確に動いていただきたいというふうに思います。

またちょっとここから私の個人の感想で物を申して、申しわけないんですけども、空き家バンクイコール行政のある程度保証があって、安くて安心できるという物件のような気がするんですね。私なんかは日出町のホームページを見ますと、空き家の登録数が、先ほど言ったように、少ないために、何にもホームページを見てもおもしろみもなく、中には賃借料金も他の市町村に比べるとはるかに高いというイメージを持ってしまいました。私個人がですね。

そこで、やっぱり日出町の空き家の登録物件をふやそうとするならば、「手ごろで安い」をキャッチフレーズか何かでうたいまして、町がある程度、空き家物件にランクづけ、A、B、Cでもいいし、1、2、3でもよろしいと思います。そういう家の状態でランクづけを行って登録してはいかがかなというふうに思います。あくまでもそれは持ち主との協議の上の設定なんですけどね。今後そういう登録物件があったときに、おたくの物件はAですよ、Bですよと言って、家賃はこれくらいに設定したらどうですかとかいうふうなことは可能でしょうかね。その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 空き家を空き家バンクに登録していただける場合に、一応、空き家を賃貸する場合の月額金額をおおよそ聞いております。その金額につきましては、ホームページ等に記載をさせていただいているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） それがですね、今2件のうちに、私が見えないのかもわかりませんよ、2件のうちに1件が結構高いんですね、7万円ということで、次のを見たら載ってないんで、日出の物件は高いんだろうというイメージが一発で入ってきたわけですね。

それよりも、ある程度、A、B、Cとか、状態に関して最高が例えば5万円、次は3万円、2万円、1万円とかで、そういうランクづけをしたらどうでしょうかと、見ているほうは見やすく、親しみもわくんじゃないかなろうかという意見なんですが、どうでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 賃貸料及び売買金額につきましては、持ち主と借り主等々で協議によって決めてもらうようにしているところでございます。

先ほど、ホームページ等で記載している分につきましては、一応目安の金額というふうに御理解をしていただきたいと思います。そのため、最終的な金額につきましては、町は協議の中には入っておりません。ですので、借り主と持ち主との協議の中で金額を決めていただくというのを一応主に行っているところでございます。

なお、契約に関しましては、後にトラブルが発生しないように、宅建業者を仲介役に入ってもらって行うように推奨しているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） いろんなやり方があって、日出町はそのようにとっているというふうに理解します。

ちょっと後で言おうかと思ったんですが、課長、他の市町村を見てみてください。5千円とか1万とか1万5千円とか、結構安くて同じような物件が並んでますので、その辺、他市町村はこういうふうにやってるんですよ、だから日出町もこういうふうにランクをつけたんで、おたくはCですとかね、Bですとか、そういうふうに入りますからということで、やっぱり貸し主の方に説得していただけると、べらぼうな高いやつをしなく、移住も可能、契約もスムーズにできると思いますので、その辺、ぜひ今後やっていただきたいと思います。

それから、あと、空き家バンクの登録がなかなかされないということで、先ほど不明なところもあるというふうなことが、それを除いてですね、わかったところに関しては、空き家バンクが成立したときに補助制度としていただくお金がありますね、登録側、それから利用者側ですね、その登録者をふやさなきゃいけないんで、前金制度とかして登録者をふやすことはできないんですかね。

前金制度というのはどういうことかちゅうと、先ほど課長が言われましたように、まだ家の中に家具とかが残っていると、そういうふうな片づけも費用がかかるでしょうしね、そういうときに前金制度が、例えば2万円、3万円という制度があるんですが、それは登録後に支払いますとかいう、そういう前金制度というのは導入することはできませんか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 現在の空き家バンク制度による補助金制度は、登録物件の契約が成立した時点で補助金を出しているというのが事実でございます。今、議員御指摘の内容につきましては、他市町村で実際にもう補助金を出している制度もあるようになっております。他の市町村の内容をちょっと調査しながら、当町で運用できるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） ぜひ他の市町村のことを学んで、やはり日出町も、おう、立派になったなだとか、ほかのところとはここがちょっと違うよとかいうところを売り出しにさせていただきたいと思うんですね。それをぜひお願いしたいと思います。

それから、空き家バンクの最後ですね、町内に57戸存在する倒壊危険家屋についてお尋ねいたします。

所有者と連絡がとれているのは57戸のうち、どれくらいあるのか、また、取り壊しなどの確認がとれている件数はどれくらいあるのか、この辺をお聞かせください。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 平成25年度に調査した時点で57戸ございましたので、昨年度、平成27年度の6月から8月にかけて調べております。

57戸のうち、5戸が解体済みでございます。そのうち1戸、危ない、町道に倒れそうな家がございますので、これについては持ち主と接触いたしまして、私どものほうで取り壊していただきたいということで、取り壊したのが1件ございます。57戸全部の所有者を調べておりますけれども、危ない家屋1件、この分についてだけ持ち主と接触しております。で、壊してくださいという指導はしておりますが、あとの物件については今現在、崩壊しそう、崩壊が始まっている家屋であろうという部分がございますので、公共施設等に影響がなければ、今現在、まだ本人等の接触はしておりません。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） では、57件中、あと50件ぐらいはそういう危険なやつが残っているという判断でいいですか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 57件のうち、屋根等の破損が始まっているという状況でありまして、隣接家屋や前面道路、通行に支障があるような状況には今現在なっておりません。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） わかりました。

まだ、その連絡がつかない家屋とかがあるとおっしゃってましたけれども、今後どのようにその連絡方法なりをとっていくのか、お聞かせください。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） この危険が始まっている家屋につきまして、隣接家屋や前面道路に影響が出そうな家屋につきましては、私ども、これから年次でずっと点検をして回るわけですが、その点検のときに隣接や前面道路に影響が出るであろうというときには、本人に接触して取り壊すように指導は今後も続けてまいりたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） じゃあ、ぜひ道路とか、そういうところに影響があるところに関しては、どんどん進めていただきたいというふうに思います。

それと、あと、まだ今のところ大丈夫じゃろうからというふうに思ってますと、またその空き家から火災が発生したとか、防犯の面で、防災の面で、また危険なところも残ると思いますので、できるだけ早目に全戸当たっていただいて対応をするようお願いしたいのですが、課長、これ、できますでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 都市建設課長。

○都市建設課長（村岡 政廣君） 当然57戸につきましては、随時、私どものほうで点検は続けてまいりたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） じゃあ、続けての対応を期待しております。

最後に、伊方原発について質問させていただきます。

最後の②の質問に関しては取り下げさせていただきます。①のみで行いたいと思います。

では、町長にお聞きします。ことし1月19日に臼杵、津久見の市長さんとともに伊方原発への視察をされて、安全対策などの徹底を要請されたとお聞きしましたが、町長のみずからの目で見られたときの原発の安全性は高いのか、どのように感じたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 町長、工藤義見君。

○町長（工藤 義見君） 先ほど岩尾議員が御質問いただきましたが、実は去年の暮れにNHKの調査によって、伊方原発の危険度等について市町村長にインタビューを全部やっております、その中に非常に危険に感じていると、あるいは十分な理解ができてないという報道がなされたわけでありまして。そういうことを経て、県も昨年暮れから市町村長を中心にして視察をするという予定を立てまして、応募、ぜひ参加をと、こういうことになったんであります。私も、そういう経過を踏まえて、心配だと答えた一人でありますので、私も1月19日のこの会議に参加しました。

結果は、臼杵、津久見と日出町の首長はこの3人だけで、あとは副市長あるいは危険あるいは防災の担当の室長等でありました。総勢は約40名ちょっとぐらいだったと思います。

そういうような視察をさせていただいて、私はそれなりに大変いい勉強をさせていただいたというふうに思っておりますが、実際にお伺いして、朝早く出まして、フェリーに乗って相手に着いて、ビジターハウスに着いて、そこからが本人確認も身分証明書そのほか全部、大変厳格な本人確認等を経て会議室に入りまして、約30分間ほど四国電力の側からの御発言、説明がありました。その説明といたしますのが、伊方原発の概要と安全対策についての説明があったわけでありまして。

それから、A班、B班に分かれまして、非管理区域あるいは管理区域と、この2つに分けて、同時に一緒というのはなかなかありませんので、2班に分かれて見たわけですね。私は、その中で非管理区域というのは中央制御室を一応中心に見るということでありまして。

それから、次に回ったのがこの管理区域ということで、ここでは使用済みの核燃料の保存等のピットと申しますかね、そういうもの、あるいは水素再結合装置という大変重要な物件と申しますか、ものであります。そういうものを見せていただいたんであります。約1時間10分程度

の時間、昼食抜きでずっと見させていただきました。

その後、見た後は、オフサイトセンターといいますが、これは西予市のほうで、ちょっと離れたところにあります。これは何かといえますと、いざ危険避難、大変重要な時期については、ここが総合対策本部になるところで、ちょっと1時間ほど離れているところでありまして、そこに行くと、ここでは愛媛県側からの説明を受けました。そのスペースの中に大変放射能も全部防除できるように順番に入っていくようなことで、大会議室の中ではもう司令部みたいになっている。政府から、防衛庁から、あらゆる部門が全部入って、大分県のスペースも設けてありまして、大分県もそのメンバーの中に入って一緒に協議すると、こういうことになっている。それを見せていただいたわけでありまして。

そういう状況の中で、私が勉強になったなと思っておりますのは、原発の中身がいろいろ型式があるんだなということがわかったんであります。それは何かといえますと、原子炉は、当然、火力発電あるいは石油だとか、ガスだとか、いろんな一般の火力発電がありますが、核燃料を使ったのは原子力発電所と、こういうふうには思っておりますが、それも2つありまして、沸騰水型の原子炉と、あるいは加圧型の——沸騰型と加圧水型の炉がありまして、東京電力の分は沸騰型でありまして、今回の伊方のほうは加圧水型と、形が全然違うんだなというのが私はわかりました。

加圧水型は非常に一つの圧力をかけて、そこに熱して、放射能も含めて循環するというもので、装置は非常に簡単であります、非常に放射能等を帯びやすいと。今度また加圧型は、全然別になっておりまして、大変大きい装置になるんであります、そのかわり、放射能なんかは余り影響を受けにくいと、こういうことのようにありました。

いろいろ、そういう制度があるということを知った中で、私になるほど厳しいなと思ったことは、従前の私どもの原子力発電の中で監視体制が全然違っているなと思います。今までは総理府であると、産業経済省であるとか、文部科学省であるとか、そういうところが管理監督しておりましたが、環境庁の監督下で、原子力の関係機関が、規制庁と委員会等で、もう全然別個に調査、非常に厳格な厳しい検査がなされているなということでもあります。全体的に発電所はこうしてかなり広大な地域であります、非常に広大な地域で工事をやっております、こんなに当たらないといけないのかなというぐらい多くの工事をしておりますので、それだけ新基準は厳しい対応措置が求められているんだなということを感じたわけです。

従来の基準よりも新規の規制基準というのは本当に多項目にわたっているという、ここでは特段申し上げませんが、すごく、その一つの中に地震対策であるとか、浸水対策であるとか、電源対策であるとか、安定対策、いろんな対策を全部網羅されております。そういうことを経て行われておりました。

そういう中で、さっき申し上げたように、伊方原発の、ちょっと私が資料をまとめてみましたが、伊方原発の位置が地上10メートルのところがありました。じゃあ、そこでどのような状況が考えられるのかという、この調査を最近見ましたら、地震震度については650ガルという単位だそうなんですけれども、実際的にどのくらいの震度があるのかといたら、181が最高だと、こういうことになっておるんですが、国の基準は650ガルと、こういうことであります。しかし、愛媛県は千ガルだと、こう言って、千に決めておりますから、相当大きい差があるなど。

それから、津波はどのくらいの高さで来るかということですが、2.45メートルということで、むしろ瀬戸内側になりますので、太平洋側ではなくて、瀬戸内海側にちょっと位置しますので、2.45と、非常に中で10メートルの一応差があるということで、これも相当クリアされているのではないかなと、そう思った中であります。

そういう中で、規制基準が非常に厳しく設定されているということ、また事故を踏まえて、いろんな対策が講じられているということもわかりました。特に原子力の規制委員会の措置が、今までの内部、通産省だったか、設置側が認める基準とは相当違うということを経験したわけで、非常にいろんな対応が東京電力の福島原発の様式と四国電力のこの様式が全然違うと。どちらかという、複雑ではあるけれども、伊方原発のほうの被害とか災害の影響度は、事故が起こっても少ないような装置ではないかなと、そういうふうに思いました。

いずれにしても、30キロ範囲内でいろいろ問題が起こった場合ということですが、こちらは四、五十キロ若干離れております。それから、風がよくこちらに来るんじゃないかというような、あるいは風の向きからですね、ところが北風がやっぱり南のほうに吹いてまいりますので、そうすると、そんな中でも30キロ圏内で21キロぐらいのところまでは影響があると、こういうことでありましたから、30キロまではかなり距離があるなという感じを受けました。

そういうことを考えると、全体的には私どもがいろいろ問題にしているような状況とは、ちょっと若干対応がもう少しよく理解する必要があるのかなという感じは受けました。ただ、安全か、安全でないかというのは、私は何とも申し上げられませんが、以上の御報告をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） 原発側はいろんな対策を打って、安全そうに見えるという判断ですかね。

それで、町長は、一緒に行ったときか、その前のときか、ちょっと私は記憶が定かでないんですが、監視の際に県内の市町村へ、四国電力か、その原発、どちらかが説明会をしてくれと。や

っぱり九州大分県の沿岸地域に関しては、かなり放射能だとか、それから水質汚染だとかの問題を大きく抱えているので、説明会を要請したが、原発側は検討するという回答で、その後、何もなされてないということなんです、原発の再開というのは4月以降と、ちょっとおくれて4月以降と、迫ってますが、原発側が大分の説明会を開催する前に原発を再稼働した場合、町長はどのようなお考えを持たれているか。これを説明してくださいということで要請してるのに、それも動く場合、町長はどのような考えを持たれているか、お聞きしたいんですが。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） 私は、制度上、愛媛県あるいは四国電力は恐らくしないだろうと私は思っております。なぜかといいますと、それをすれば四国じゅう全部しないといけないんですね、四国電力と。しかし、今、担当区域と、一定の区域、何キロ以内ということで法規制がありまして、その規制の中で説明をしております。ですから、知事が言ってもですね、知事も協議するというので連絡はしょっちゅう来てますが、必ず大分に来なさいということを書いてないし、今回の意見の中で、臼杵、津久見の市長も、特に臼杵市長は説明を大分でしてくれと、こう言いましたけれども、やっぱり非常に積極的な御発言じゃなかった、検討させていただきますということで。

やっぱりなかなか、そうすると、どの方面でどういう説明をしていくかと、もう切りなくなってくる。今の法規制の状況の中からすると、今、既に必要なことについてはされております。それをやれば、全地域に、言ったところに全部すると、こういうことになりますと、九州にも原発がありますし、全国多々あります。そういうところが皆いろんな課題を持つことになるので、なかなか愛媛県も、そしてまた四国電力、伊方原発の皆さん方も、なかなか踏み切れないのではないかなというのが私の感想であります。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） やっぱりいろんな原発にしる、最近ではソーラーの設置にしる、やっぱり説明不足で反対意見だとか心配なところが多々起きているわけなんです。例えば二、三十キロ圏内は説明するけれども、それ以外の市町村に関しては説明せんでいいだろうと、それは大規模に広がるのでということなんです、やはり安全対策ちゅうのは住んでる住民、近隣の住民が、ここは安全ですよと、例えば先ほど言われたように、地上10メートルまでの津波はうちの原発は安心なんですよ、地震は震度6までは安心なんですよという判断ができれば、大分県の近隣も結構安心して、伊方原発が稼働しても十分じゃないかと思うんですね。でなく、何も知らないうちに稼働しました、それで事故が起こりました、ほら見ろということでたたかれるのは、その市町村だとか、そういう感じなんです。

ですので、やはり町長、今後も大分県の沿岸部の市長らと協議して、やっぱりあきらめるんじ

やなくて、安全面の説明会だけやっていただけないかというのを出し続けていっていただきたいと、そういうふうに思います。それはよろしいでしょうか。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） 私も、四国電力、伊方原発の資料をもらいました。そして国の資料ももらいました。それから愛媛県の資料ももらいました。大分県もつくっています、大体、伊方についてですね。しかし、同じ資料が皆コピーされております。ですから、その内容は大体同じになるのではないかなと、そういうふうに思いました。ただ、大分県も、もう既に相当やっておりますので、そういう関係資料は、議員さんを含めて、取り寄せてさしあげたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 6番。

○議員（6番 岩尾 幸六君） その辺の資料もいただければ、いただきたいと思います。一番いいのは、やっぱり電力側が来て、その説明していただけるのが一番いいと思いますので、今後も要請なりを出していっていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終了いたします。

.....

○議長（熊谷 健作君） 9番、工藤健次君。9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 9番、工藤健次です。通告に従って一般質問を行います。傍聴の皆さんは午前中より最後の質問まで残っていただき、大変この太陽光発電については興味のあるところだと思っております。執行部の皆さんも、担当課だけではなく、この太陽光発電については生活環境を脅かしている部分もありますので、しっかり考えて対応していただきたいと思ます。

それでは、はじめに太陽光発電設置事業についてお聞きをします。

東日本の大震災から11日で5年が経過をしようとしています。国は、原発をとめてから電力不足が予想されたことで、太陽光発電を急激に推し進めてきました。法の整備ができない状態での政策で、これまでにはさまざまな問題が指摘をされてきました。日出町でも、このような流れの中で平成25年11月に日出町太陽光発電設置事業指導要綱を制定し、今日に至っています。

指導要綱は、事業者が工事着手前の届け出や法令遵守など努力義務を課していますが、要綱を無視して事業が進められている現実もあります。工事中や完成後に町民が災害等の危険にさらされることがあってはならないことであり、この太陽光発電事業についての質問は、私は今回で2回目になりますが、何人かの議員もこれまでに何回も質問しております。真那井地区では、住民に十分な説明もなく、協定もしない状態で工事が進められており、さまざまな問題を引き起こしています。

昨年8月の台風15号の強風で九州7県の79カ所が損壊、うち72カ所が小中規模施設であ

ったことが経済産業省の調査で判明、強度計算をしてないずさんなケースがあり、対策に乗り出すことになった記事が先日載っていました。国も、安全強化にやっと本腰を入れ始めました。この記事によると、被害の確認ができた79カ所のうち、パネル固定用のくいが抜け、架台が倒壊、変形するなど、主要な構造部分に問題が発生したのが54カ所。パネルの脱落や飛散は35カ所で起きていたそうです。また、台風18号による大雨で茨城県の鬼怒川の氾濫が起こったのもメガソーラーの工事が関係していると言われていました。

このように大きな災害に起因することも全国各地で起こっており、町の指導要綱が限界に来ていられると思いますが、まずこの現状についてどのように考えているか、御答弁をいただきたい。

次からの質問は質問席で行います。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長、井川功一君。

○政策推進課長（井川 功一君） それでは、工藤議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

太陽光発電施設の設置につきましては、現在その設置場所に特化した法令、または例規がなく、個別の事業予定地や、規模に係る他法令等に関する手続を要するものとなっておりますところでございます。町としては、発電施設設置事業指導要綱を県下でも先行して平成26年1月に施行し、5千平米を超える設置事業について、事業者からの関連資料の提出、設置に関する協議、事業予定地の周辺住民への説明等を求めているところであります。

この要綱につきましては、法令や条例とは違い、権利を制限し、義務を課すことを定めることはできません。また、許可制度を設けるものでもありません。要綱の届けがありますと、その内容におきます関係各課からの指摘や意見を集約し、届け者に通知を行っておりますが、あくまでも事業施工に伴う注意点や要望事項等をまとめたものであり、法的拘束力はありません。許可等の権限を持つことができない要綱での指導や助言では、現状の設置事業に規制がかけられない、あるいは施工上の管理、指導が行き届かないという点があり、議員御指摘のとおりであるのが現状でございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） これまでもいろんな議員の方がこの問題について質問してきております。それで、そのときにやはり条例の検討とか、そういうこともするというような話が何回も出てたんですけども、条例の制定とか、そういう方向に向けて検討してきた過程がありますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） まず、この要綱を制定するときに、条例及び要綱の協議をさせていただいた経緯がございます。条例と要綱、どちらも今の内容でありますと、そんなに中身が違うことがないのではなかろうかという判断で、要綱にさせていただいた経緯がございます。

ただし、うちのほうが要綱を制定した後、条例を制定した市町村もあります。その辺については、中身を調査させていただいたこともあります。ただし、今現在、条例等を制定するところまでは至ってないというのが現状でございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） では、条例を制定しないという、今までここまでこなかった何か理由はあるんですかね。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 先ほど申し上げましたとおり、条例及び要綱、どちらにしても内容的には余り変わりがないというふうに理解しています。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 指導要綱も大変中が立派な内容になっておるので、事業をする事業者がそれを守れば、別にそう住民と大変なトラブルにはならないと思うんですけど、指導要綱を無視して工事が進められている現状があるので、条例と要綱では全然重みが違うので、ぜひ、今まで何回も質問が出てるので、条例に向けてしっかりと検討していただきたいと思えます。

それと、要綱についても、いろいろネットで各自治体の要綱を見ると、いろいろ詳しく提出書類とか、そういうことも詳しく要綱の中に入れてる自治体もあるんですけど、この点についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） うちの指導要綱によりますと、事業の内容、それから事業場所、そして土地面積、それから土地の利用計画等々を出してもらおうようになっております。また、雨水対策等の対策書類についても出してもらおうようにしているところでございます。それから、一番問題なのは近隣住民との交渉内容でございますが、その交渉内容、それから住民等の意見の集約等も出してもらおうようにはしているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） その書類ですね、うちの場合は、日出の場合は、事業計画、それから住民との意見の状況、皆出してもらっていると思うんですけど、途中で事業が変更された場合には、要綱に変更届とか、そういうのを出すようになっています、軽微以外はですね。こういうことも無視して進められていく現状については、どのようにお考えですかね。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 内容の変更でございますが、変更の内容が確定した時点で提出

はしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） それではなかなかその部分は進まないと思うんですけど。

それでは2番目に、例えば事業が途中で何らかの事情で中止とか、できなくなったとか、そういうふうになって、例えば協定も結ばない、何もしてない状況で工事が進められていって、そういうふうになったときに、町としての責任問題とか、そういうところにはなかなか行かないと、どういうふうに考えてますかね、その点については。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 事業が途中で頓挫した場合の諸問題についての御質問だというふうに理解しておりますが、非常に難しい問題だというふうに理解しております。法令、例規等に接触するときや、安全上に問題があるときを除きまして、私有地内に関するものへの対応は非常に難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） それでは、甲州市とかいろいろ、北杜市とか、そういうところの条例を見ると、すごく、中に説明会の開催とか、それから指導助言とか、同じように項目が入ってるんですけど、指導助言とかそういうところは、住民から相談があったときとかそういうときには、指導助言、業者に対して、そういう違反状態があれば、できるようになってないですかね。その点はいかがですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけども、事業者のほうに対しまして規制等をかけられる状況ではございませんので、指導や助言ではちょっと、その規制をかける状況までできないというのが今の現状であります。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 規制じゃなくて、いろいろ、今言ったように、協定もなし、しなくて、それから要綱も遵守しなくて工事が進められていくと、さまざまな問題が起きるということで、それがだんだんだん法令違反、こういう状態に発展してきております。

それで、真那井の例をちょっと言うんですけど、先日、町のほうも現地地の調査をしていただいて指導してもらった状況なんですけど、住民との水路の協議とかそういうところが進んでなくて工事が進められて、逆の手順でこう行った場合に、いろいろな問題が発生するんで、そういう状態になったときに、町としてはそこら辺をしっかりと指導という形でできないかなということをお聞きしてるんですけど、いかがですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 指導要綱の第7条に、助言または指導という項目がございます。この内容につきましては、関係法令の届け出等のほか、助言できる内容についてうたっているところがございますけれども、どうしても取り締まる法令等がない現状でございます。安全面においてどうしても不備があるというところについては、その点を努力してもらうようお願いできるというようには理解しておりますけれども、それ以上に踏み込むことはちょっと難しいのではなかろうかなというふうに理解しているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） それでは、ちょっと質問のあれを変えますけれども、そしたら3番目の、この太陽光発電事業に関して、これまでに相談とかクレームとか、そういう件数等をどのように把握してますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 相談件数につきましては、設置事業に対して地元住民からの相談件数ということで、当課が把握している分につきまして、事業箇所別でございますが、11カ所ということになっております。

また、災害等につきましては、当課で確認したもので3カ所、その対応につきましては、事業者による復旧とその後の施工及び管理の改善をお願いしたところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） その復旧については、町がしたとか、そういうあれはないですか。全部、事業者にさせてますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 災害の原因が事業者でございましたらば、事業者の100%復旧ということでお願いをしているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） そしたら、届け出のときに指導要綱ですね、指導要綱、わずかコピーで4枚しか、うちの指導要綱はないんですけど、これを事業者に例えば届け出のときに交付して、ちゃんと守ってくださいよとか、そういう手続はしてないですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 現状を申し上げますと、事業計画が確定した時点で申請書を出しているのが現状でございます。その前に地元住民との説明会をして、計画変更等をする場合がございます。その地元住民との話をした後、事業計画が確定した時点で申請書を出していただけますので、前後するかもしれませんが、申請書が遅く出てくるというのが実情ではござい

ます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） ここに多分問題があると思うんですけど。今言ったように、まず相談とか、多分、業者さんのほうも事前に相談に来たりとかする場合が多分多々あると思うんですけど、そういう場合に、これネットを見れば、そりゃすぐ引き出せるんですけど、そういうときにこの指導要綱をちゃんと渡して、ちゃんと守ってくださいよと、項目、それからあとチェックシートとか、そういうことはつくってないですか、こういう届け出時についてですね。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 当然、事業者が役場のほうに相談にまいります。こういうところについては何かありますかなという形で相談に来ますけれども、そのときに当然、地元説明会をする前でございますけれども、町にはこういう指導要綱がございますので、その指導要綱に沿った行いをやってくださいということで、業者にはお願いをしているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） それでは、ちょっと質問が前後しますけれども、そのときに、5番目ですね、例えば要綱の努力義務を履行させるために誓約書とか、そういうことを一筆でも入れさせるとか、そういうことは考えないですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 議員御提案の誓約書の根拠、位置づけについて、どの程度のものを想定されているのか不明でございますが、要綱においては、先ほど申し上げましたとおり、法的拘束力がございません。事業者には義務を生じさせるものでないため、町が直接当事者関係のない事業におきましては、誓約書を求めることは難しいのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） そこは難しいですかね、誓約書。誓約するんで、ちゃんとこの要綱を守って工事をやりますよちゅうことは、難しいですかね。それはできないことですかね。行政としてできないですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 先ほども申し上げましたとおり、法的拘束力がない要綱でございますので、そこまでの誓約ができるかどうかというのは難しいのではないだろうかというふうには理解しているところでございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 太陽光発電が悪いと言ってるわけじゃないんですね。すばらしい、

ちゃんとした工事で、ちゃんとしてやれば、別に住民ともそんなにトラブルにならないと思うんですけど。

ここに書いている、たったこれだけの、生活環境を守ってくださいよとか、住民の方とちゃんと話し合いしてくださいよとか、工事が始まる前にはちゃんと届け出を出してくださいよとか、それから変更があったときにはちゃんと届け出を出してくださいよとか、こういうことを一つ一つ守れば、別にそんなに住民の方とトラブルになるわけではないと思うんですけど。

これを履行させ、誓約書一枚もとれないような状況であれば、もう条例化して、罰則をつくれとか、そういうことじゃないんですけど、ぜひ条例化を進めていただきたいと思いますと思うんですけど、町長の考えはいかがですかね。

○議長（熊谷 健作君） 町長、工藤義見君。

○町長（工藤 義見君） 何回も申し上げておりますが、基本的に2011年の3月11日の東日本の大震災、特に原発事故等が起こって電力の不足が生じたということで、国が急遽このいろんな関係法令をつくったんであります。そのときに、今言われるような問題になっております許可制にするとか、市町村に何しなさいとか、県にどうしなさい、国にどうしなさいと、こういうものは一切出てないわけでありまして。

今まであったように、農地を使えば、例えば日出町の場合、農業振興地域の指定がありますから、それを解除する。これはやろうと、やるまいと、皆農地を当たる場合はそうなるんであります。開発するときは農業委員会、県、町も含めて、県に上がっていく、開発行為が要るわけです。それ以外に、ソーラーをつくるからじゃなくて、何をやってもそうするんであります。ですから、それについては皆、国とか県とか、それぞれの許可権限があるんであります。

しかし、ソーラーをするとか、あるいは何するということで、一切の権限が町にないんであります。しかしながら、ないけれども、皆さんが言われるように、いろんな、ぜひこれが一般的に常識として円満に地域との関係を維持するためにはこうしてくださいよというのは、あくまで私どももおんなじ、皆さん方の希望でもあるし、私どもの希望であって、お願いであります。ですから、お願いで、そのお願いをしたことについて、それを守らないから、違約した、仮に守らなくても何らとがめられない、とがめる根拠がないわけでありまして。お願いしただけでありますから。

ですから、そういうこの法律の成り立ち等からして、やっぱり基本的には国に法律を明確にして、こういうふうにしなさいとか、県に言ってもなかなかじゃないと思いますが、やはり国に制度の創立をお願いしていく以外に、私はないと思います。今の状況の中では、仮に町が条例をつくっても、規則としても、中身は一緒であります。あくまで、それを認めない、あるいはまた守らなければ、守らないからという罰則だとか、訴えたら勝つとか負けるとかいうことも一切ないわけです。しかし、お互いに事業する者あるいは地域として、これぐらいは守ってくださいよと

いう要望、要求書であります。守らなくてもとがめるとい手段がないと、そういうことでもありますので、この制度が非常に、議員も問題だと思っているし、私どもも何とも不可解な制度だなどというふうに思っています。

九州電力が買う金額、買うといえば、もうそれで終わりなんであります。そのときに林地であれば森林法の関係、あるいは保安林であれば保安林解除だとかいろんなことがある。いろんな従来の法規制の中で考えられることについては、皆一般的に通用しますが、このソーラーをつくるから、特にこの規制を強くするとか、強化するということは、なかなか条例であろうと何であろうと、できにくい。それが私は、さっき担当課長が申しあげましたように、規則で定めようが、条例で定めようが、効果についてはあんまり差がないと。条例をつくっているところもありますから、同じものが条例になっても、また結果は同じように、これによって出さないじゃないかとか言っても、言う権限もなければ、まあ規定してるんですから、お願いしなきゃ、徹底的に出さなければ、もうこれはとがめるとい手段がないと。

ですから、非常にやっぱり今の制度そのものが非常に課題の多い制度であるということなんで、ちょっと何ともお答えになっておりませんが、非常に私どもも難しい立場に立っておると、こういうことでもあります。

以上であります。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 要綱と条例と全然重みが違うんで、条例を無視するのと、要綱を無視するのと、多分、全然とり方が違うと思うので、ぜひ条例制定に向けて進めていただきたいと思います。

それと、この要綱については、各自治体のやつをもっと研究してもらって、中身とか、やはりちょっと若干よそは違う部分があるんで、この点もぜひ、町長、誰か専任を置いて、まだまだこれ続きますよ。

それから、今、5年たって、もう5年、今たちました。それから、これは一応20年なんですけど、すぐ20年。10年過ぎて、だんだんだんだん、今までつくった、最初につくったところがだんだん出力とか落ちてきて、またやりかえとか、いろいろそういうときになったときに、またさまざまな問題が出てくると思うんで、ぜひ条例化して、そういうところ、さっき言ったように罰則つくる必要もないんで、要綱と条例は全然重みが違うんで、それを無視していくのと、要綱を無視するのと条例を無視するのと、全然、多分、感覚的には違うと思うんですけど、この点はいかが考えますか。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） その辺のところは、何か町に許可をとりなさいと項目があつて、それを

もとに条例をつくるなら、許可がないから、いかんのですが、何もないんです。ないのに、何ぼつくっても、私は一緒だと思います。

つくるときに議論をしたんですね。条例でつくるべきか、あるいは規則等をつくるべきか、そういうことを検討したんですが、効果が一緒だから、やはり規則にしようという結論になって今日まで来てますから、100%だめかちゅうと、やればできる、皆さんがオーケーすれば、できる案件であります、その効果や内容が特段、今のもの以外にいろんなことを列挙すること、あくまで願望、希望にしかすぎないわけであります。どうしろとか、あえて強制、規制するような状況にはないわけですから。できないかちゅうと、絶対できないことはないんですが、どうあるべきかというのは十分考えさせていただきたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） つくることを規制とか、そういうことを言ってるわけじゃないんですね。周辺住民が例えば排水について心配があるということになれば、ちゃんと協議をさせていただくようにせんと、例えばまた真那井の事例を出しますけれども、調整池をつくって排水路に流す、農業用の排水路に流すという話が今出てるんですけど、まだ全然協議をしてない。農業排水路、これは真那井の地区が管理している排水路に流すということで、全然その部分については協議も何もしてないのに、上には尾首の農業用のため池ですか、あっこの許容量は1万3千トンなんですけど、それに匹敵するような9千トンぐらいの水をためる調整池をつくって、そこから流すという今事業計画をして、工事を進めていってるんですけど。排水の部分について何も協議が整ってないのに池だけつくって、先行して工事を進めているので、先日の雨のときにその池の底が抜けて、水路に流れ込んで、それで下に民家もあるし、危険な状態になってたんですけども。あのぐらいの雨でそういう状況になったんで、また真那井みたいな事例がほかに出ないとも限らないんで、ぜひ、規制をするちゅうわけじゃないんですけど、安全対策を中心にした条例をぜひやっていただきたいと思います。

それから、条例をつくるにもまだ時間がかかるので、要綱の見直しも含めて検討していただきたいと思うんですけど、この点はいかがですか。

○議長（熊谷 健作君） 町長。

○町長（工藤 義見君） 私は、原則として、業者と何でも限らない、事業をするときは、業者と地元の協議する、あっせん調停にかかわっていくことは一向構いませんが、最後は業者と地元の皆さん方の話し合いをどのようにするかと、これにもう尽きるわけです。

私どもが仮に行くのもいいし、仲介するのも一向構いませんが、やはり業者が強行するか、あるいは地元が絶対反対するか、やっぱり折り合わないといかんわけですから、それはもうやはり業者と地元の関係がどうなっていくかちゅうことで、やっぱり地元もしっかりこれは業者に一定

理解していただく方向じゃないと、これはもうまさに両者の話し合いの問題ではないかなと思います。私ども、しっかり入って、あっせん仲介なり、労をとりたいと思いますけども、労をとることについては一向構いませんけども、こうしなさいとか、あしなさいということにはなかなかならないんじゃないかと。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 業者さんといろいろ、全然話をしてないわけじゃないんですけど、話をしてくれてるんですけど、なかなか業者さんのほうが聞かないんで、真那井のこの地域は最初から小さい河川が2つあって、ここは海拔も低いし、大潮、満潮、大雨とかが重なったときには、田んぼの中とか住宅地に水があふれ込むような状況がある中でこういう構造物をつくって、そこに調整池をつくるのは当然それは大変立派なことだと思うんですけど、その切り開いた面積の中の水を全てそこに集められるわけではないし、周辺に入っていく水も当然ふえるんですね。

こういう状況の中、それからまた山自体が地質もよくないんで、そういうことをしっかり業者さんと本当は話ができたらいいんですけど、業者さんが今のところ、なかなかそういうことに応じないんで、大変困った問題になっているんで、先ほどから何回も言ってるように、これは規制ではなくて、やはり重み、法律のこの重みですね、要綱と、何度も言いますが、条例と全然重みが違うんで、ぜひそこは条例にして、やはり業者さんにも条例の重みというのを知ってもらって、工事を進めていってもらうようなことをぜひやっていただきたいと思います。

最後に、もう1回、課長、その点を踏まえて、ちゃんと回答いただきたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 要綱につきましては、他市町村のいろいろな要綱、当町と違う内容があるかなというふうに思います。その要綱につきましては、他市町村の状況を調査しながら検討させていただきたいと思いますし、条例につきましては、どの部分が条例に入れられるのかどうか、先進地の条例が何ぼかあるというふうに理解しておりますが、その辺もちょっと見させていただいて検討させていただきたいと思います。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） それでは、この太陽光発電の件は終わります。しっかりその点を検討して、しっかりした条例にさせていただきたいと思います。

次は、町有地の有効活用についてお聞きします。

黒岩グラウンドに隣接した町有地、通称、いこいの森とか、ライオンズの森とか呼ばれている原野を有効活用する考えはないですかということで、これも2回目の質問になります。

そこには忠魂碑があって、日出の遺族会の方などが清掃活動をしたりとか、忠魂碑の慰霊祭をしたりとか、こうしている場所と同じところなんですけれども、前回の質問では、そこに忠魂碑

があるということで、その遺族会の方などと協議しながら方策を探りますという回答でしたけれども、その後、担当課長とかもかわってますけれども、何かこの場所について協議をされた経過がありますか。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長、川野敏治君。

○財政課長（川野 敏治君） 確かに、黒岩グラウンドの隣接の町有地に関しましては、平成24年の3月議会で工藤議員のほうから御質問をいただいております。ですが、それ以来、現状でも公園にするとか整備を行っていくとかいう段階には、残念ながら、まだ至っておりません。

ただ、この御指摘の土地につきましては、御存じと思いますが、約6,800平方メートルの原野でございます。財産上では町の普通財産という形になっております。そして、この土地への進入が、町道神田柏川線から進入路が1本しかございません。ただ、この進入道路の勾配が非常に急で、それからあと、その道路に沿った防風林がかなり大きくなっているということで、道路にかぶさって枝が落ちたりして非常に危険だということで、やはりそのとき以来、車の乗り入れも認めていないような状況になっております。

私が考えますのに、このアクセス道路の問題は、やはりこの土地を活用するためには一番大きな課題ではないのだろうかということをお聞きしております。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 車の乗り入れとかは前提にしないで、そこに書いてるように、ライオンズクラブが記念事業とかの浄財で昔からベンチを寄贈したり、記念植樹をしたりとか、それから奉仕活動で今も年に1回は草刈りを続けています。何の活用もされていない現状ですので、この点についてどのように考えているかということをお聞きします。

○議長（熊谷 健作君） 財政課長。

○財政課長（川野 敏治君） 確かに現在、ライオンズクラブの方々がライオンズいこいの森ということで、ちょうど入り口のところに看板も上げていると思いますが、現地を確認しても、ベンチも5基、寄贈していただいておりますし、また毎年、清掃活動に御奉仕いただいているということをお聞きしております。そういうことに対しましては、改めて大変感謝申し上げる次第でございます。

現地のほうがやはり丘陵地の頂上部分で、私も昔はよく行った記憶がございますが、非常に見晴らしがいい場所で、別府湾を一望できた記憶がございますが、一昨日、行って見たところ、やはり現在、隣接地のほうが土地の管理が余りできてないような状況で、竹、それから大きな木々、これが非常に大きくなって、眺望も阻害されている状況ではなかろうかなと思います。

そういうことで、その土地については眺望地としては非常にいい土地ではなかろうかなと考えているところですが、現在、普通財産として有効活用するためには、どういうことが今後考えら

れるのか、また先ほど申しましたが、道路の問題ですね、この問題がやはり課題であろうと思います。車を入れないにしても、非常に急勾配で、お年寄りの方なんかは手すりみたいなものがないと、ちょっと上がるのも上がりづらいような、そんな勾配のある道路ではなかろうかなと思っております。

やはりその土地の周辺の立竹木、こういう木の処理、そういうのも含めた課題、たくさん山積していると思いますので、今後も引き続いてその土地については、利用等についてやはり検討していく必要があるのではなかろうかなと考えている次第でございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 今言ったように、ライオンズとかがきれいに毎年奉仕活動で草刈りをしている状況で、ちょっと前の竹とかを切ると眺望がよくなるので、そんなにお金をかけずに、前も言ったんですけど、見晴らしのいい場所が確保できるので、健康づくりのハイキングコースとか、そういう場所に利用できるのも、ぜひそこは簡単に、誰かボランティアでも募って切るとか何かしてやっていただきたいと思います。

それからまた、そこに植えている桜の木とかも多分病気が入ってますので、それを早く取り払えば、またいい場所になると思うので、ぜひそこは早急に何らかの形でやっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。また政策推進課長のところに行くんですけど、地方創生の総合戦略のことについてお聞きします。

現状の具体的な取り組みについて最初に御答弁をいただきたい。具体的な部分だけです。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 総合戦略におきまして、総合戦略の中に記載しております内容がございます。地方創生先行型といたしまして10事業、それから地域消費喚起生活支援型ということで4事業、上乘せ分、タイプⅠでございますが、1事業、タイプⅡで2事業を現在行っているところでございます。

平成27年度補正予算の関係でございまして、地方創生活活性化交付金というのがございます。国のほうが予算が通過いたしまして、今回、補正予算で提案させていただいておりますが、町単独実施事業ということで2事業、事業費は4,680万でございます。他自治体連携事業ということで2事業、事業費は2,100万円となっております。

28年度予算でございまして、国のほうがまだ成立しておりません。地方創生新型交付金、地方創生推進交付金と言いますが、それに対しましては、国の予算が成立後、詳細な内容が県を通じて入ってくるというふうに思っております。それにつきましては、補正にて対応させていただきたいというふうに考えております。

なお、平成28年度の地方創生関連事業といたしまして、28年度当初予算の概要の中に、ページ27ページでございますが、そのほうに関連事業は記載をしておりますので、御一読をさせていただきたいというふうに思っております。

また、広域連携、先ほど午前中あったんですけれども、広域連携による行政運営の推進といたしまして、今回、御提案申し上げます大分市との連携協約を進めさせていただいておるところでございます。

また、多様化する行政課題の解決に向けて、金融機関とも地方創生に関する諸事業などにおいて協働という観点から、相互に話し合うということで、相互に協力し合うことは大変有効であるということで、町内の4つの金融機関と地方創生に係る包括的連携協力に関する協定書を2月、1月で締結させていただいたところでございます。これから具体的な内容については協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 今の説明で、この28年度、それから27年度の方、わかったんですけれども、午前中も同僚議員が説明したんですけれども、目玉、よそにはない目玉っていうやつが、超目玉がこの中にありますか。どこもやってない、日出だけ独自の。これを見たら、ハーモニーランドとの連携事業とか、そういうことは多分よそにはないと思うんですけど、何か、特別に何かありますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 交付金事業限定で申し上げますと、27年度の事業でタイプIのほうで上げさせていただいております、今回も27年3月の補正ということで計上させていただいておりますが、「日出の幸」ブランド化ステップアップ事業、「日出の幸」ブランド化事業ですね、この事業については日出のブランド化を進めていくということで、日出町独自の事業ではなかろうかなというふうに理解しています。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 先日かね、宇佐の石破地方創生担当大臣の講演会があつて、そこに行って、いろいろ話を聞いたんですけど、宇佐の方の取り組みというのは全然違いますね。何かすごいいつも盛り上がっているんですけど。総合戦略とかは一緒なんですけど、協働のまちづくりとか、それから今回の講ずべき施策に関する基本的な方向ということで、1番に住民主体とか住民参加によるまちづくりの推進とか、こういうことを掲げていますけれども、この住民とのかわりの中で推し進めていくという何か具体的な、そこはどういうふうに考えてますか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 総合戦略及び人口ビジョンにつきましては、住民アンケートをとりながら作成をさせていただいたところでございます。これまで町政全般におきましては、広報広聴や、合意形成の際の住民参加など、どちらかといいますと、町民の御協力により成り立つというものが多くあったわけでございます。

今回、総合戦略におきましては、重要業績評価指標——K P Iでございますが、K P Iとしてその目標事項及び数値を設定したものにつきましては、住民主体、住民発言をメインとしたものでございます。

また、総合戦略の経過やK P Iの数値結果につきましては、数値ができました時点で広報紙等を利用しながら住民の方々にお知らせをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、策定時に御協力いただきました産官学金労言の委員の皆さん方、それから各方面の大学の先生方がいらっしゃいます。その先生方も含めまして、各方面の意見をいただきながら、引き続き検証をしていきながら、改訂についても積極的にやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） 先ほどの宇佐の例なんですけど、この間の講演会は、区長会連合会、自治会連合会ですかね、そこが大臣を呼んでやったということで、私も30分ぐらいから会場に入って見てたんですけど、はっきりなしに、多分、動員もかかっていたと思うんですけど、30分間のうちに、もう本当絶え間なく来て、最後は、あそこは1,300人ぐらい入るというホールがいっぱいになってた状況があつて、その前も百田さんの講演会とか、そういうことも行ったんですけど、宇佐の人の盛り上がりがすごく感じられたので、ぜひ日出も、多分区長会とか、そういう組織を利用して、ぜひこの総合戦略の具体的な取り組みとかをもっとわかりやすく伝えていっていただきたいと思います。

これは宇佐のダイジェスト版なんですね。カラーで、すごくわかりやすくまとめて、こうしますので、ぜひ日出もこういうことをつくって、わかりやすく町民に知らせて、一緒にやっていく政策をとっていただきたいと思うんですけど、この点いかがですか。

○議長（熊谷 健作君） 政策推進課長。

○政策推進課長（井川 功一君） 住民にお知らせをする広報につきましては、かなりおこなっているというふうには理解しております。先ほど議員御指摘の宇佐等も参考にしていきながら、住民に詳しく、わかりやすく広報できるような形をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（熊谷 健作君） 9番。

○議員（9番 工藤 健次君） それでは、総合戦略もですし、なかなかわかりにくいので、わかりやすく住民と一緒に進められるような政策にしていきたいと思います。

それと、しつこく言いますが、太陽光の件については、皆さん、ここまでずっと残って聞いていただいていますので、非常にやはり自分たちの生活環境にかかわる問題なので、場所によってはやはり地域性とかいろいろあって、そういうことをちゃんとやっぱり業者と話をしていかにやいけないんですけど、業者のほうはなかなか、20年という期間が区切られているせいか、工事のほうを先行して進めていくんで、各地でトラブルが起こってる現状なので、今できる要綱の中とか、そういうことで、もっともっと各自治体の分を工夫して、何かその中に入れて守ってもらうような仕組みをぜひつくっていただきたいのと、しつこく言いますが、条例化して、また20年先のいろいろエネルギー事情が変わって、また太陽光がどうなっていくか、わからないんですけど、産業廃棄物とか、そういう方向にも発展していく問題なので、ぜひそこら辺は先行して条例化、否定を何もするわけじゃないんですけど、守っていただくようなやはり重みが条例はありますので、そこもしっかりやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（熊谷 健作君） お諮りします。本日の一般質問はこれで終了し、あす定刻から一般質問を続けたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷 健作君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会し、あす定刻から一般質問を続けることに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後3時03分散会
